

群馬県前橋市日輪寺觀音前遺跡

墓壙出土墨書土器とその背景

高 島 英 之

(公財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに

- 1. 前橋市日輪寺觀音前遺跡について
- 2. 「林」墨書土器と出土状況
- 3. 所謂「長方形状礫床土葬墓」の類例

4. 本遺跡周辺における古代の歴史的環境と文字資料

- 5. 本遺跡出土の文字資料の傾向
- 6. 「林」墨書土器の歴史的意義とその背景

おわりに

— 要 旨 —

平成26～27年度に当事業団が発掘調査した前橋市日輪寺町日輪寺觀音前(前橋市0903)遺跡において検出された10世紀前半頃の墓壙から、体部外面に正位で「林」と墨書された須恵器椀が1点出土した。

土器に墨書された「林」の文字は、当該地域一帯に想定されてきた古代官牧「拝志牧」や、中世の史料にその名がみえる「拝志庄」などと関連する可能性を有する具体的な資料として注目出来る。僅か1点とは言え、同遺跡出土の「林」と墨書された古代の土器が出土したことの歴史的意義は決して小さくはない。

本稿では、周辺地域における同時代遺跡の動向と関連付けながら、同遺跡出土の「林」墨書土器出土の歴史的な意義について考察した。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 群馬県前橋市

研究対象 墓書土器、官牧、庄園

はじめに

平成27(2015)～28(2016)年度に前橋市日輪寺町に所在する日輪寺観音前(前橋市0903)遺跡の発掘調査報告書の編集業務を担当した(群馬県埋蔵文化財調査事業団2017a)。同遺跡は、一般県道南新井前橋線の整備事業に伴って平成26(2014)～27(2015)年度に公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団によって発掘調査された平安時代前～中期を中心とする集落遺跡である⁽¹⁾。

報告書刊行後に、同遺跡244号土坑から出土した4点の土器の内の1点である須恵器椀の体部外面に横位で「林」と墨書されていることを確認した。墨痕が極めて薄かったため、同遺跡出土土器の接合復元・実測図化の一連の過程では、不覚にも全く認識することが出来ず、当該報告書では言及することが出来なかった。

この244号土坑は、底部に川原石が敷き詰められた長さ約2.6m・幅約1.2m・深さ約0.6m程度の規模の南北に細長い隅丸長方形形状で、10世紀前半頃に造営された土壙墓と考えられる⁽²⁾。集落内における立地、墓壙の構造、出土遺物等に見られる其々の特異な状況から見て、集落における特別な階層に属した有力者の墳墓と推測することが可能であろう。

日輪寺観音前遺跡周辺一帯には、上野国内に設置された古代の9箇所の御牧の一つである拝志牧、中世の史料に見える拝志庄、伊勢神宮の青柳御厨、細井御厨等の所在が想定されており、近世まで「林」の地名が遺存していた。これらを勘案するならば、僅か1点のみとは言え、拝志牧や拝志庄と音が通じる「林」の文字が記された墨書土器の出土は、上野国内における古代官牧や庄園の存在を具体的に示す手掛かりとなり得る具体的な資料として、当該地域の歴史を解明する上での資料的な価値は高いものと考えられる。

小稿では、発掘調査報告書では墨書土器としては報告することが出来なかった当該資料をここに改めて報告し、古代文字資料として位置付け、その歴史的な意義や背景について若干の検討を加えることにしたい。

1. 前橋市日輪寺観音前遺跡について

まず報告書に即して、遺跡の所在・立地と発掘調査の概要を簡単に整理しておきたい。

日輪寺観音前(前橋市0903)遺跡(以後、本遺跡と称する)は群馬県の中南部、前橋市街地の北郊、前橋市役所から北へ約4.5kmに位置する日輪寺町に所在する(図1)。

前橋市周辺の地形は、南西部の洪積台地である前橋台地と北東部の赤城火山南麓斜面との間に沖積低地である広瀬川低地帯が広がり、前橋台地と広瀬川低地帯との間は比高差数mの崖となっている。本遺跡は赤城山南西麓斜面と広瀬川低地帯との間、北は細ヶ沢川、南は大堰川、

西は桃ノ木川等、利根川支流の河川に囲まれた後背湿地の河成段丘上に位置し、標高は約124mである。調査面積は9,207m²。主な遺構は、竪穴建物跡59棟、掘立柱建物跡4棟、溝跡15条、河道跡2条、井戸跡2基、畠跡3箇所、土坑317基、ピット498基、鍛冶遺構1箇所等で、大部分の遺構は平安時代前～中期9～10世紀のものであった。大堰川対岸や桃木川と大堰川に挟まれた周辺一帯においては平安時代の集落遺跡が多く検出されている。周辺一帯は集落を形成する上で好適地と見られる。

竪穴建物跡はいずれも平安時代前～中期9～10世紀のものに限定され、調査区西寄りから検出された、南流する幅約2～3m・深さ約1.5m程度の小河川の両側に集落が展開する。竪穴建物跡の殆どは重複しており、占地に強い制約と計画性が存在したことが推測出来る。

調査区のほぼ中央で「林」と墨書された須恵器椀が出土した244号土坑が検出された。

北西側では、直角にL字形に屈曲する溝跡と、その南側を東西方向に伸びる溝跡が検出された。それぞれ幅・深さ共に約1m程度で、規模や形状から一連のものと見られる。溝内からは9世紀の土器が出土し、直角に屈曲する溝の埋没後に営まれた竪穴状鍛冶遺構が9世紀後半頃のものと見られることから、9世紀中葉以前における何らかの施設を区画した溝と考えられる。溝で区画された内側からは遺構は全く検出され無かったので、この施設の規模・構造・性格等については不明であるが、2重の溝によって方形に区画されていることから、官衙・寺院・首長居宅等、相応の規模で地域において何らかの重要な機能を有した施設であった可能性が考えられる。本遺跡及びその周辺では古代の瓦の出土や散布は認められないが、平安時代後期の仏像が現存する日輪寺の前身的な寺院・仏堂、周辺一帯に展開した拝志牧や拝志庄に関連する施設、9世紀の史料に散見される「富豪輩」「豪民」層の居宅等が想定出来るかも知れない。

また、本遺跡からは灰釉陶器568点、緑釉陶器7点が出土しており、灰釉陶器の出土が特に顕著であった。施釉陶器は非日常の供膳具と位置付けられ(綿貫・神谷・桜岡1992)、それらが膨大な量出土していること自体が、本遺跡の特異性を示している⁽³⁾。

本遺跡の北西約1kmに位置する前橋市関根町～田口町の田口上田尻・下田尻遺跡は、古代の大規模集落で、195点もの緑釉陶器が出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2012・2017b)。緑釉陶器の出土量では、それまで県内最多であった前橋市天神遺跡(178点、前橋市教育委員会1987・1989・2008a)、第2位の吉岡町清里陣馬遺跡(168点、群馬県埋蔵文化財調査事業団1981)、第3位の玉村町福島曲戸遺跡(117点、群馬県埋蔵文化財調査事業団2002)、第4位の高崎市三ツ寺大

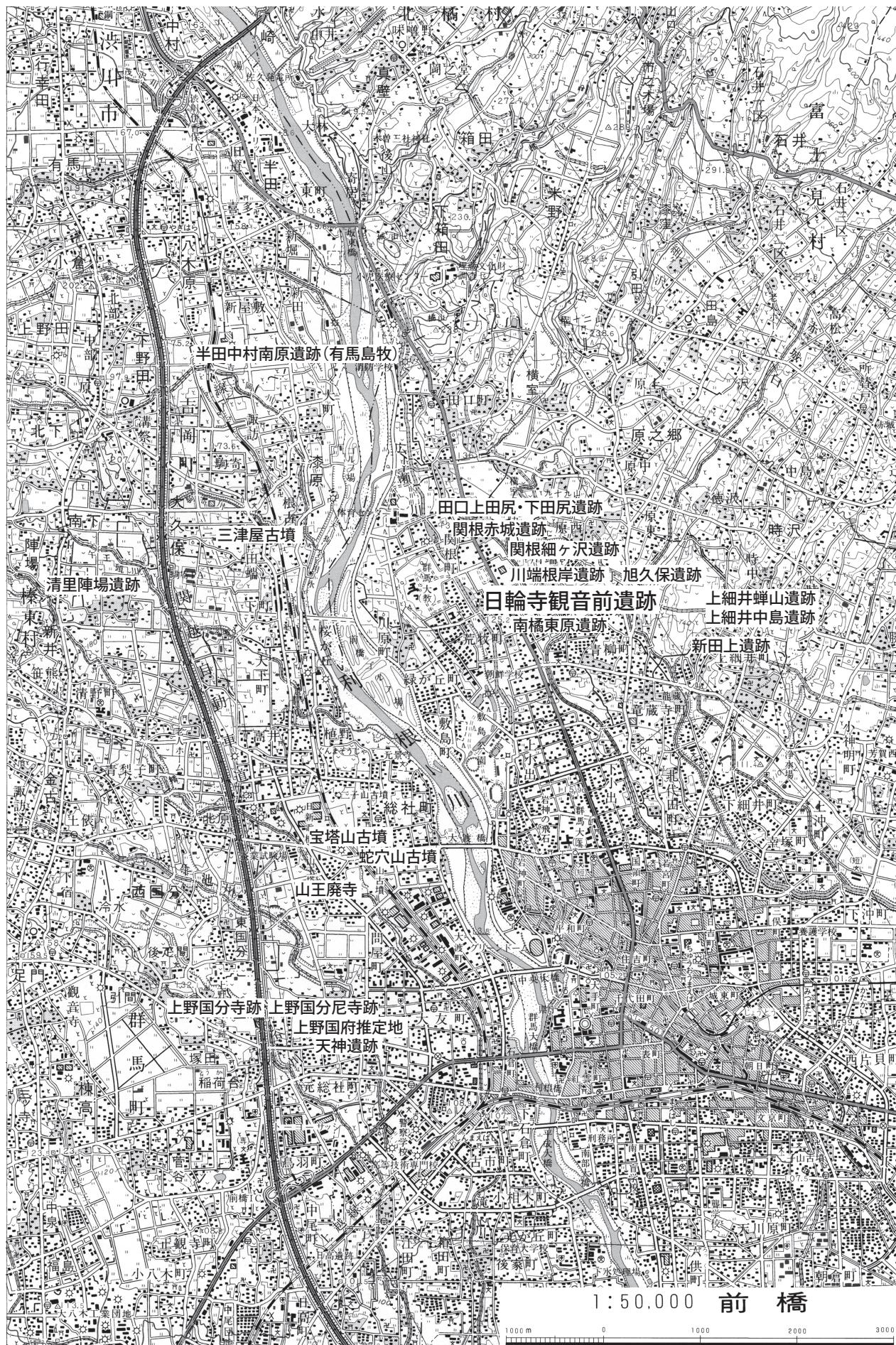


図1 日輪寺観音前遺跡の位置と周辺遺跡の分布状況
(国土地理院1/50,000地形図「前橋」平成10年発行を使用)

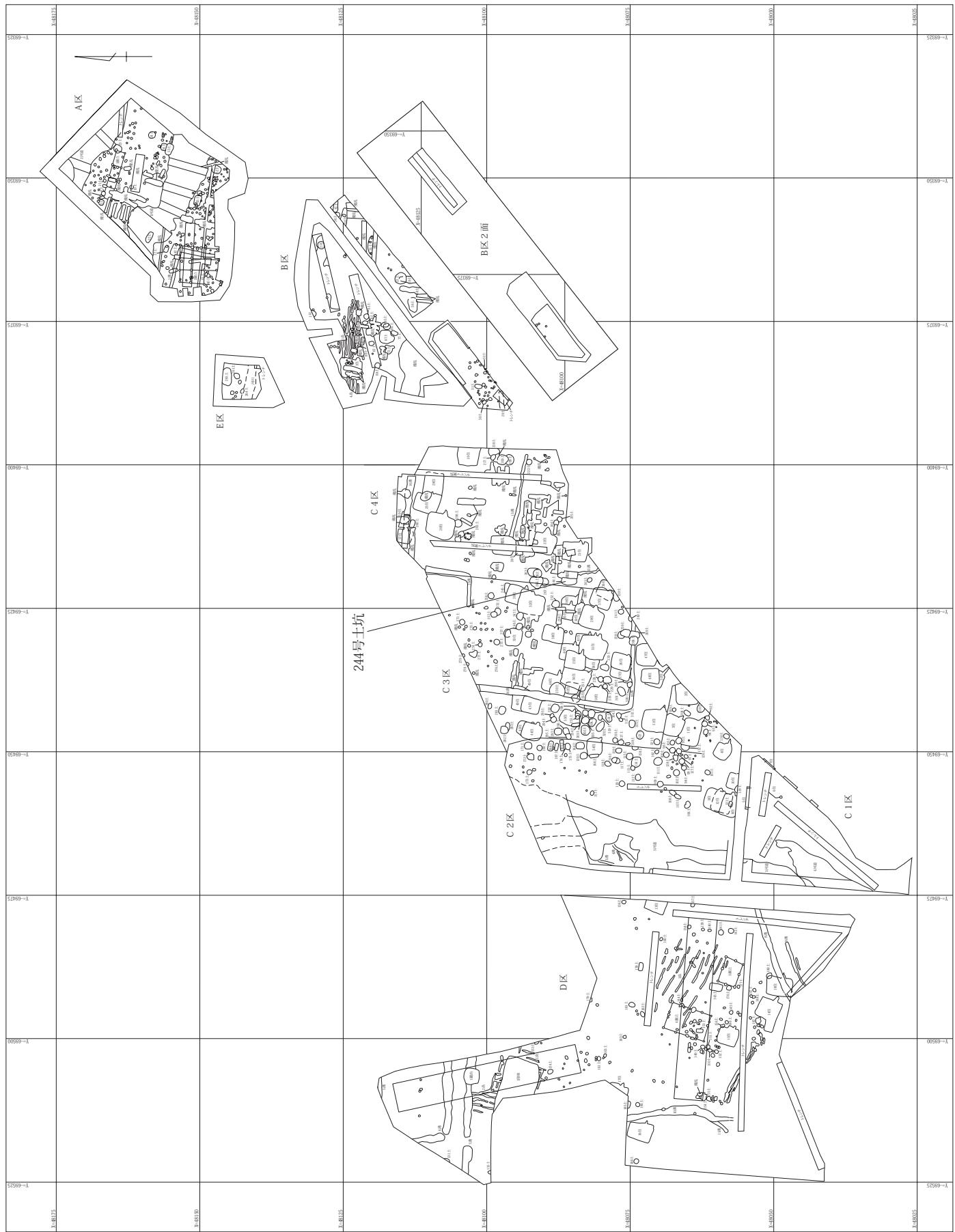


図2 日輪寺觀音前遺跡遺構検出状況

下IV遺跡(116点、高崎市教育委員会2001)等を上回る量であり、周辺遺跡から多くの施釉陶器が出土している(桜岡2012、神谷2017b)。本遺跡からは上野国府周辺集落である前橋市稻荷台道東遺跡(群馬県埋蔵文化財調査事業団2003)の2倍近い量の灰釉陶器が出土しており、田口上田尻・下田尻遺跡における灰釉陶器の出土量とも近似している。本遺跡では緑釉陶器の出土量こそ少ないものの、灰釉陶器の出土量では当該期の一般的な集落における出土量を相当上回っている。

本遺跡出土の施釉陶器を分析された神谷佳明氏は、本遺跡から検出された2重の溝によって方形に区画された何らかの施設を富豪層の居宅と捉えた上で、本遺跡周辺地域において9世紀後半から急速に集落が拡大している現象を富豪層による空閑地開発の結果と見て、本遺跡及び周辺地域からの施釉陶器大量出土の理由を、富豪層によって非日常の供膳具として導入された施釉陶器が、堅穴建物に居住するような民衆層に再配分された結果と考えておられる(神谷2017a)。傾聴すべき見解であるが、後述するように私は、周辺地域における卓越した施釉陶器の出土状況、周辺遺跡出土墨書土器に記された文字内容等を勘案し、より公的な機関の影響を想定したい。

2. 「林」墨書土器と出土状況

小稿で採り上げる体部外面に正位で「林」の1文字が墨書された須恵器椀(以下、「林」墨書土器と称する)は、調査区の中央部で検出された、墓壙と考えられる244号土坑から出土した。堅穴建物群とほぼ同時期、出土した土器から平安時代中期・10世紀前半のものと考えられる。主軸方向はN-15°-E。南北に長い隅丸長方形を呈しているが、東辺は攪乱され、現状をとどめていない。埋土は、上層に榛名山火山灰HR-FPらしいパミスを多く含む暗褐色土主体で、底面壁際付近には地山灰黄褐色土の崩落土が斜めに堆積する。底面には川原石が敷き詰められている。埋土中からの川原石の出土は皆無だったので、墓壙の上面が積石塚状に石で覆われていたような状況では無かったと考えられる。長径は2.64m、現状での短径は1.24m、深さは0.64mで、しっかりとした掘方を有し、壁面の傾斜度は高く、壁はかなり急角度に落ちている。規模・形状から見て遺体を伸展葬で土葬したものと考えられる。「長方形状礫床土葬墓」とでも称すべき形態である。

北端部付近の、底面に敷き詰められた川原石のほぼ真上からは完形ないしほぼ完形に近い状態の椀3点と皿1点の計4点の陶器・土器がまとまって出土した。これらの土器は、いずれも10世紀前半頃のものと見られている。出土状況から見て、これらの椀・皿型土器は、伸展葬された遺体の頭部附近に置かれたもので、遺体に供えられたものと見られる。「林」墨書土器はこのうちの1点

で、完形の須恵器椀である。この出土状況は、前橋市池端町～吉岡町大久保の清里長久保遺跡1号土壙墓と類似している(群馬県埋蔵文化財調査事業団1986a)。

「林」墨書土器と共に出土したのは、口縁部のごく一部が欠損した須恵器椀1点、完形の灰釉陶器皿1点及び灰釉陶器碗1点(共に大原2号窯式)の3点の土器と鉄釘4点である。鉄釘4点はそれぞれ墓壙の4隅附近から出土した。ほぼ完形の鉄釘は、長さ約8cm前後・幅約2cm前後・厚さ約1.5cm前後で、出土状況から棺蓋の各端部に打ち付けられた釘であったと推測できる。なお、これら供献・副葬された椀・皿型土器類4点と、棺蓋に打ち付けたと見られる鉄釘4点以外の出土遺物は皆無であった。さらに、人骨や人体の痕跡はおろか、遺体が納められた木棺の痕跡すら全く検出されなかった。墓壙内の4隅付近から出土した4点の鉄釘によってのみ、木棺の存在が辛うじて推測出来る程度である。

墓壙内から出土した4点の土器の内、口縁部のごく一部が欠損した須恵器椀のみが北側両隅出土の鉄釘の内側の位置から出土した。完形の灰釉陶器皿・碗と「林」墨書土器の計3点は墓壙の北西隅附近、北側両隅出土の鉄釘よりも外側の位置から纏まって出土した。これらの出土状態から見て、口縁のごく一部が欠損した須恵器椀のみが棺内に副葬され、それ以外の、「林」墨書土器を含む3点の土器は棺外に副葬された可能性が高い。口縁部が欠損した須恵器椀が棺内の遺体頭部右側に、「林」墨書土器と灰釉陶器碗・皿の計3点が棺外左側に、それぞれ配されて副葬されたのであろう。

なお、棺内に副葬されたとみられる須恵器椀の口縁部は、埋葬に当たって意図的に打ち欠れたものと見られる。

本遺跡の東南東約2.3km附近の前橋市上細井町からは9世紀後半～10世紀頃の石製骨蔵器が出土している(加部1995)。当時、既に当地にも火葬という葬法が確実に伝わっていたにも関わらず、ここで土葬が採られたことには相応の意味や背景が存在したことが推察される。また、堅穴建物数の多さに比して唯一の墓壙であること、底面に川原石が敷き詰められ非日常の供膳具である灰釉陶器が複数副葬されていること、墳墓からの出土例が少ない墨書土器が副葬されていること、堅穴建物等に破壊されることなく墳墓として認識され続けていたと見られること等の諸点からも、この墓壙が集落における特別な階層に属した人物ないしは有力な指導者の墳墓と見ることが出来よう。

「林」墨書土器は、口径13.3cm、底径7.1cm、高台径5.4cm、器高5.6cm、右回転轆轤整形、底部回転糸切後高台部貼付の須恵器椀である。共伴して出土した他の3点の土器・陶器と同様、10世紀前半頃のものと見られる。胎土には細粗の砂粒や長石を含み、灰黄色を呈している。

体部外面に正位で、口縁部から高台の手前位までの位

244号土坑

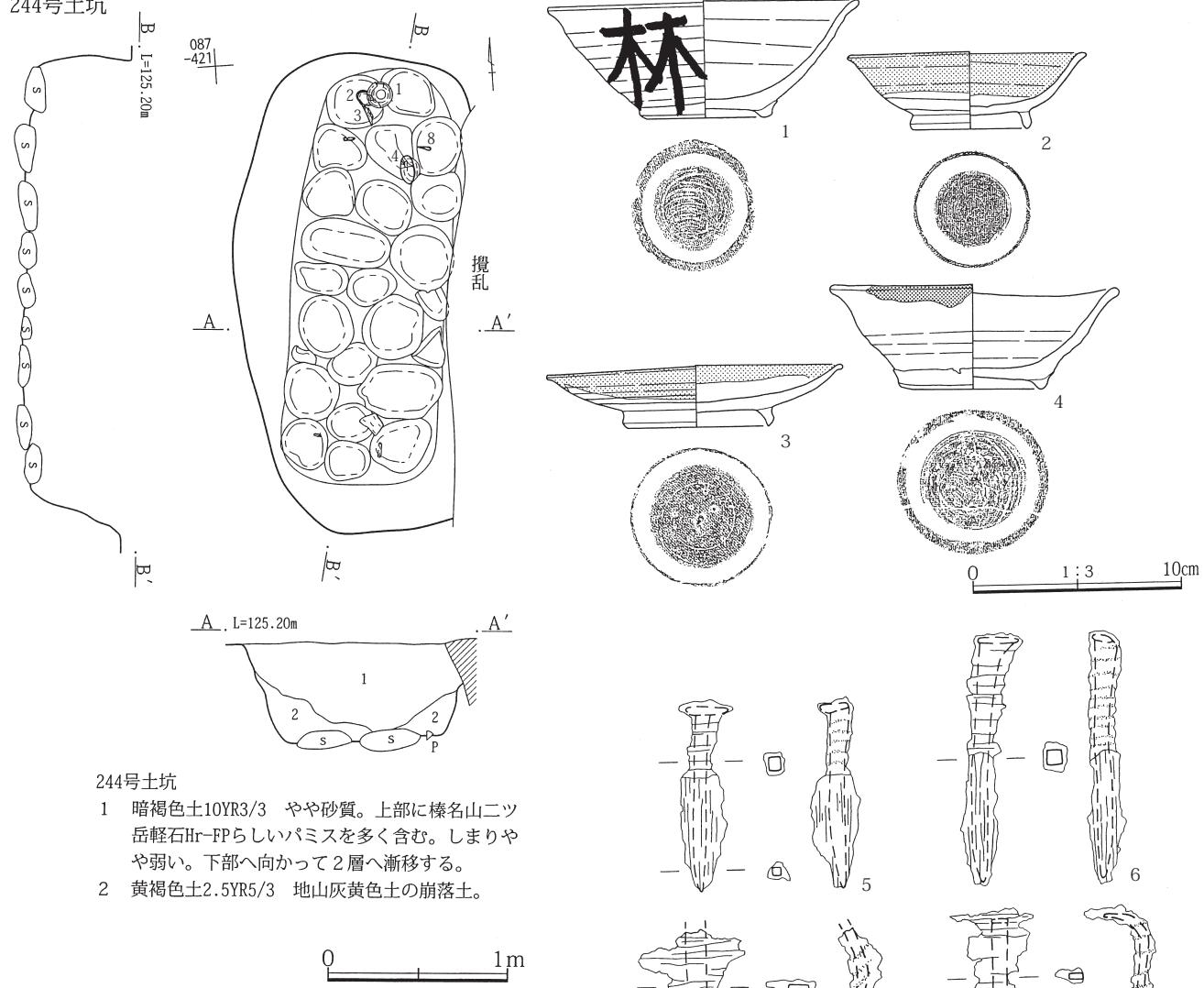


図3 日輪寺観音前遺跡244号土坑と出土遺物

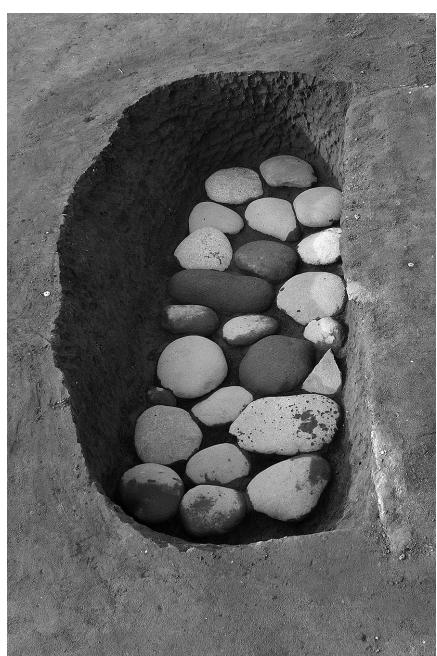


写真1 日輪寺観音前遺跡244号土坑遺物出土状況と「林」墨書き土器

置にかけて、大きく「林」の1文字が墨書きされている。墨痕は非常に薄くなってしまっており、かなり困難ではあるものの判読は可能である。

北海道・東北地方から静岡県東部伊豆地方に至る東日本地域において検出された古代の墳墓から出土した墨書き・刻書き土器の事例は、僅か48件70点に過ぎない(高島2016a発表後に補遺)。全国各地の遺跡から出土した古代の墨書き・刻書き土器が約8万点程度にのぼることから見れば(高島2016b)、古代の墳墓から墨書き・刻書き土器が出土すること自体が、かなり特異な現象として位置づけることが出来よう。

3. 所謂「長方形状礫床土葬墓」の類例

礫床ないし積石塚スタイルの古代の火葬墓の類例は枚挙に暇が無く、隅丸長方形状ないし楕円形状を呈する古代の土葬墓の類例も全国的にほぼ普遍的に見られ、中には棺台とされた石が数個、底面に規則的に据えられた状態で検出される事例も少なくないにも関わらず、「林」墨書き土器が出土した本遺跡244号土坑のような底面に川原石を敷き詰めた長さ約2.5m程度の「長方形状礫床土葬墓」とでも称すべき形態の墓壙の類例は、現在までのところ非常に少ない(東日本埋蔵文化財研究会1993、松村1999)。

長さ約2.5m程度で隅丸長方形状を呈する「長方形状礫床土葬墓」の類例は、管見の限り高崎市下佐野町下佐野遺跡II地区7区113号土坑(群馬県埋蔵文化財調査事業団1986)、高崎市金古町金古北十三町遺跡11区1号土壙墓(群馬県埋蔵文化財調査事業団1998a)、前橋市田口町～同関根町の田口下田尻遺跡上武道路調査区16号土坑(群馬県埋蔵文化財調査事業団2017b)等、本遺跡244号土坑を含めて僅かに4例で、いずれも群馬県内における検出事例である。まだまだ見落としている類例が存在する可能性は高いものの、取り敢えず管見に入った限りの「長方形状礫床土葬墓」の類例3件について、以下に簡単に整理しておきたい。

下佐野遺跡II地区14地区7区113号土坑 高崎市下佐野町下佐野遺跡II地区14地区7区113号土坑は、長径2.58m・短径0.9m・深さ0.94mで南北に長い隅丸長方形状を呈する。東辺中央附近に奥行き0.4m・間口0.68mの台形状の横穴が取り付く。主軸方向はN-1°-Eで真北に近い。しっかりとした掘方を有し、壁面は垂直に近く、底面にはロームを主体とする褐色土を貼って平坦面を形成した上に大小約40個の川原石を上面のレベルを揃えて一面に敷き詰めている。埋土は、上層にローム粒と小石を含む黒色土、下層に黒色土と褐色土の混土が堆積し、埋土の上～中層中からは多量の川原石が折り重なったような状態で出土した。元来、墓壙上面を覆っていた川原石が墓壙の陥没により埋土中に混入したものと

考えられている。

東辺に取り付く横穴状部分の底面から、灰釉陶器椀1点、須恵器椀1点、須恵器耳皿1点が纏まって出土した。報告書ではこの部分を副葬品埋納のための施設としている。また墓壙の床面直上からは灰釉陶器壺1点、土師器小型甕1点、土師器椀1点、鉄釘片1点等の遺物が出土した。本遺跡244号土坑同様10世紀前半頃のものと考えられている。

墓壙本体から出土した土師器椀の体部内外面2箇所に正位で「甲」の1文字が墨書きされている。これ以外にも3基の墓壙が検出されており、北側約20mに位置する北東-南西方向に長い長方形状の墓壙である59号土坑からも体部内部に内外面2箇所に正位で「甲」と墨書きされた須恵器椀が1点出土している。59号土坑も伸展葬の土葬墓と見られるが、底面石敷の造作はなされていない。

同遺跡からは23点の墨書き土器が出土しているが、「甲」も文字が墨書きされたものはこれらの両墓壙出土のもののみであり、両墓の被葬者同士が何らかの関連を有していた可能性も考えられる。先述した通り、古代の墳墓から墨書き・刻書き土器が出土すること自体がかなり特異であるので、本遺跡244号土坑と同様、古代墳墓の中でも類例が極めて僅少な「長方形状礫床土葬墓」の事例から墨書き土器が出土していることは特筆すべき事象と言えよう。

金古北十三町遺跡11区1号土坑 高崎市金古町金古北十三町遺跡11区1号土坑は、長径2.4m・短径1.26m・深さ0.82mの北北西-東南東方向に長い隅丸長方形状を呈している。主軸方向はN-10°-W。しっかりとした掘方を有しており、壁面は垂直に近い急傾斜である。底面は平坦な掘方で、4基の棺台と見られる石が据えられ、棺台の間に川原石が若干敷かれている状態で検出されているが、一面に敷き詰めていると言うような状態ではなく、散在した状態で検出された。埋土は締まりの無い褐色土で、黄褐色土小塊及び黒褐色土小塊を多く含む。

北辺ほぼ中央直下の底面から須恵器椀が伏せられた状態で1点出土した。報告書では被葬者の頭部に置かれたものと考えている。この他に埋土中から土師器甕片が1点出土しているものの、出土遺物の量は極めて少ない。10世紀中半頃のものと考えられている。

田口下田尻遺跡16号土坑 前橋市関根町～田口町の田口下田尻遺跡16号土坑は、長径2.7m・短径1.18m・深さ0.4mの南北に長い隅丸長方形状を呈している。主軸方向はN-7°-W。しっかりとした掘方を有しており、壁面はやや緩めの傾斜で、掘り方もかなり浅い。底面は平坦な掘方で、径0.35～0.5m前後の礫が14点敷き詰められている。埋土は榛名山二ツ岳噴出の白色軽石を含む灰黄褐色砂質土である。

底面の中央、南寄りの位置から恰も埠のように直方体に加工された榛名山二ツ岳由来角閃石安山岩製のブロック

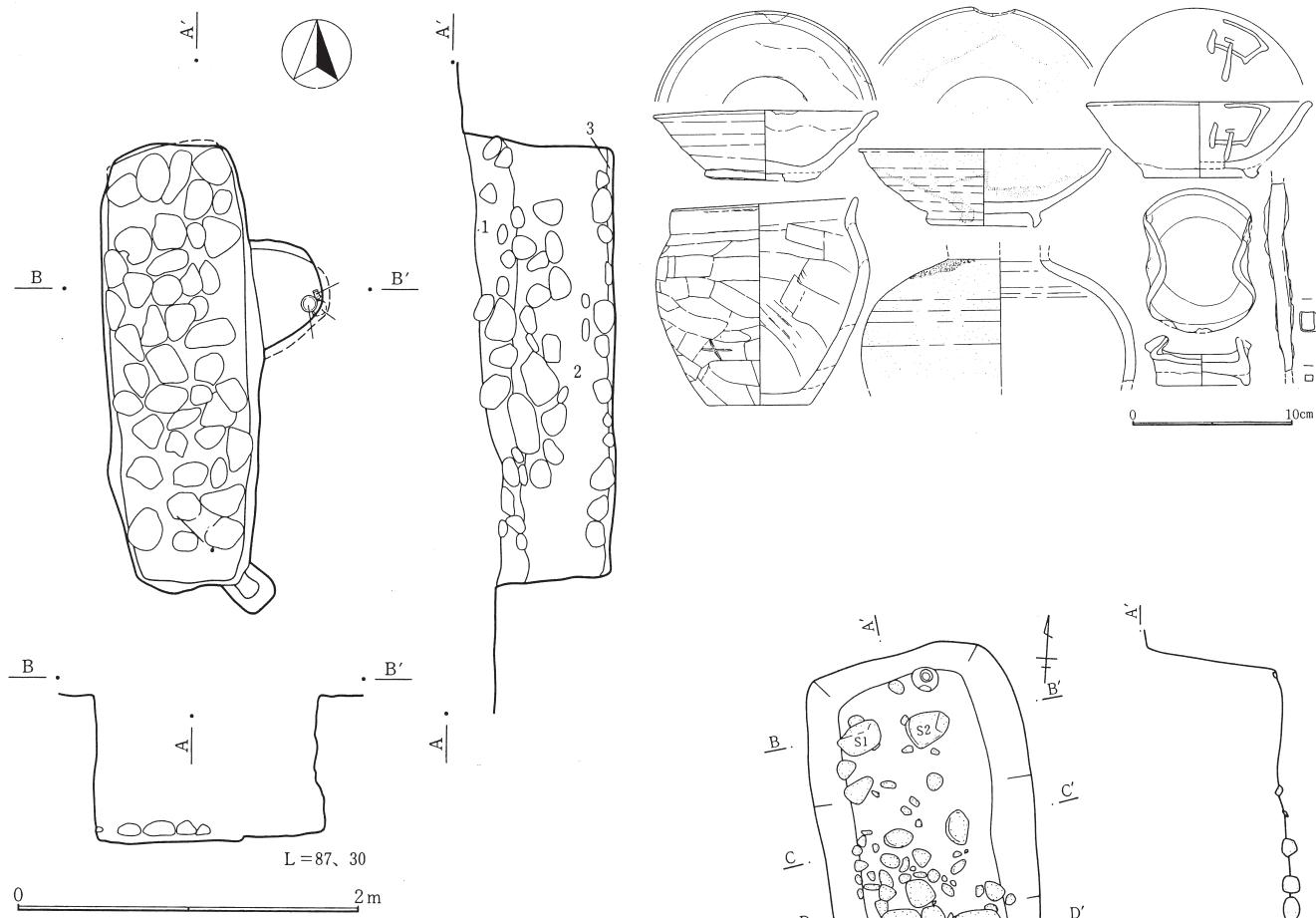


図4 下佐野遺跡II地区7区113号土坑と出土遺物

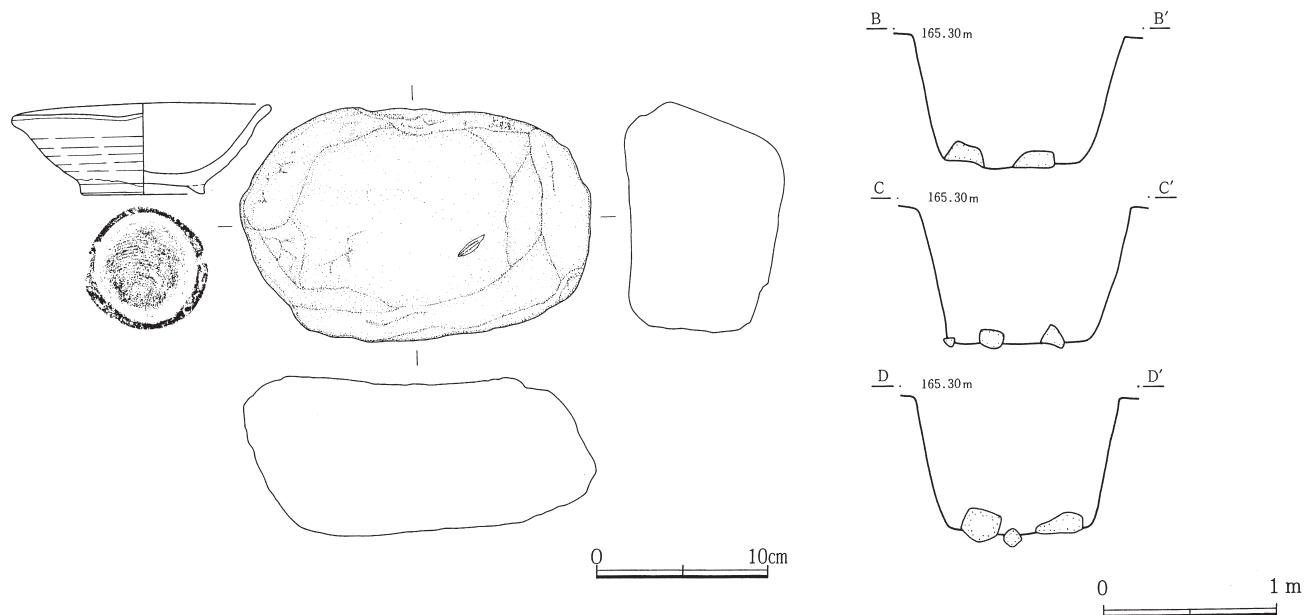


図5 金古北十三町遺跡11区1号土壙墓と出土遺物

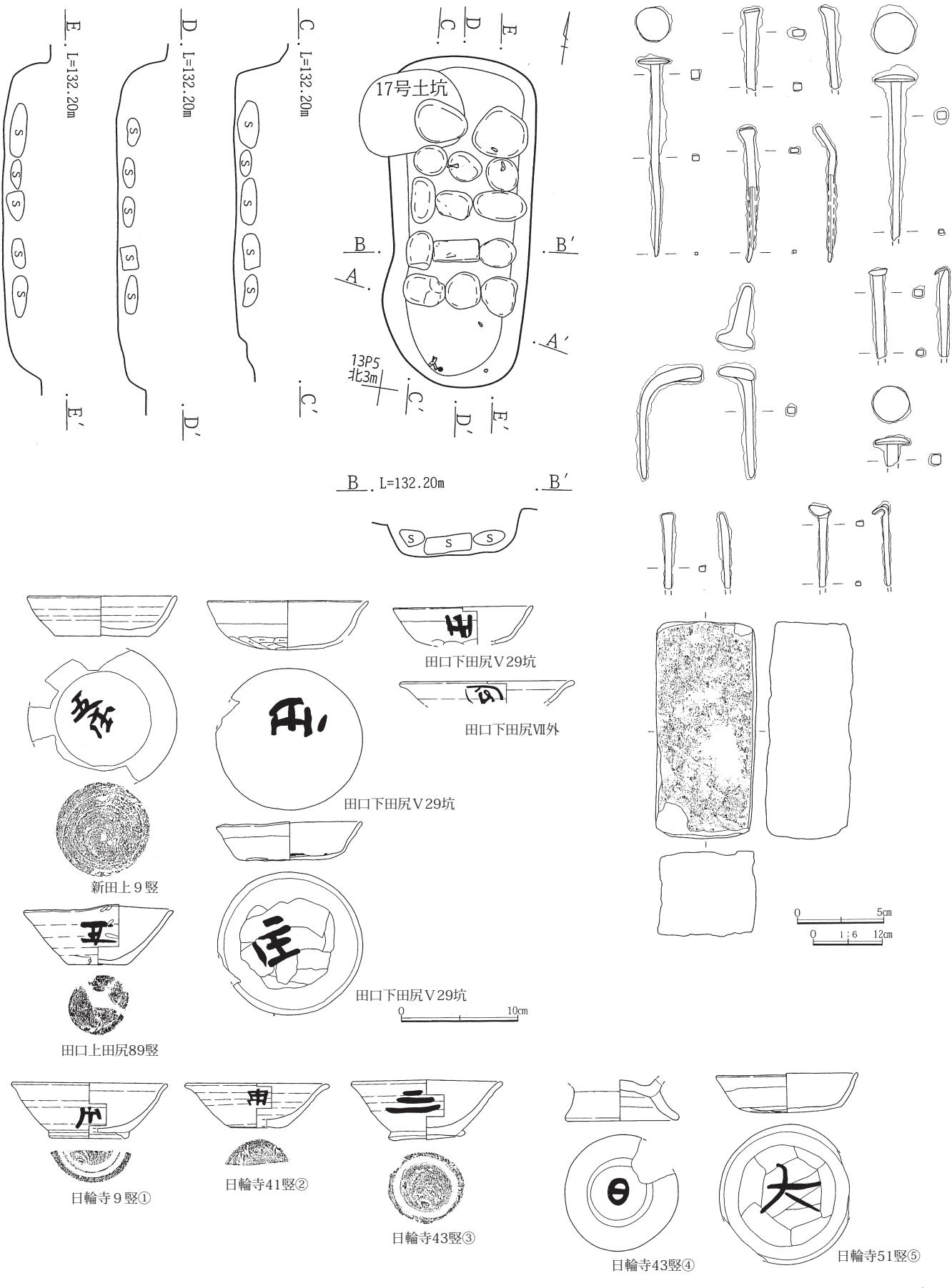


図6 田口下田尻遺跡(上武道路調査区) 16号土坑と出土遺物(上)

新田上遺跡出土(五庄)、田口上田尻・下田尻遺跡出土「庄」・「國」墨書土器(中)
日輪寺觀音前遺跡出土墨書土器(下)

ク状の石が1点出土している。位置から見て遺体頭部に枕として使用されたとは考え難い。また、木棺に打ち付けられたと見られる鉄釘が9点出土している。土器の出土が皆無であるため正確な年代は不明であるが、古代の木棺墓であることは確実であろう。他の3例の「土葬礫床土壙墓」の類例と同様、ほぼ、平安時代9～10世紀代のものと推測出来る。

まとめ 「林」墨書土器が出土した本遺跡244号土坑に類似した「長方形状礫床土葬墓」の類例は、管見の限りごく少数で、いずれも群馬県内における検出事例であり、南北方向に長い隅丸長方形状を呈し、約2.5m程度、幅が約1～1.2m前後、深さ約0.5～1m程度と良く類似した形状を呈している。

また、いずれの事例においても、遺体は頭部をほぼ北に向けて埋葬されたと見られ、本遺跡244号土坑と同様、墓壙の北壁際や北端附近の底面からは副葬された完形の供膳具が、墓壙内からは木棺を打ち付けたとみられる鉄釘が出土することがある。北壁際ないし北端付近から出土した完形の供膳具は、遺体頭部附近に副葬されたものと推測出来、埋葬作法の共通性も伺える。

田口下田尻遺跡16号土坑の年代は確定出来無いものの、本遺跡244号土坑と下佐野遺跡Ⅱ地区14地区7区113号土坑とが共に10世紀前半、金古北十三町遺跡11区1号土坑が10世紀半ばと、年代が明確なものはいずれも10世紀前～中期である。分布も群馬県南部平野部のほぼ中央部に集中する。また、単独で検出されるか、或いはほぼ同時期の土壙墓が検出されているケースにおいては、この種の形状のものは1基のみである。類似した大きさ・形状の土壙墓は数多く存在するものの、床面に礫が敷き詰められた事例の僅少さは際立っており、特殊性やある種の卓越性が看取出来る。被葬者の所属階層の優位性や卓越した社会的役割や身分を反映している可能性が考えられよう。

このように様々な点において、これら4件の古代「長方形状礫床土葬墓」にはかなり多くの特異な共通点があり、共通する規格・仕様や思想・信仰、埋葬作法の存在を伺わせる。また古代の墳墓から墨書・刻書土器が出土すること自体がかなり特異な現象であるにも拘わらず古代墳墓の中でも類例が極めて僅少な「長方形状礫床土葬墓」の2件から墨書土器が出土していることは特筆すべき事象である。

4. 本遺跡周辺における古代の歴史的環境と文字資料

本遺跡周辺においては、今までのところ古代の官衙・寺院・首長居宅等は全く検出されておらず、古代の遺跡は堅穴建物からなる集落ばかりである。洪積台地上に立地する遺跡が多いため水田遺構の検出事例は少なく、畠の検出事例も少ない。

古墳時代から継続して営まれている集落遺跡には田口上田尻・下田尻遺跡、富士見町旭久保遺跡(富士見村教育委員会1998)、本遺跡の南東側に隣接する日輪寺町南橋東原遺跡(前橋市教育委員会2008b)、本遺跡と一体である川端町川端根岸遺跡(群馬県埋蔵文化財調査事業団2016)などがある。8世紀以降の集落には本遺跡と一体である川端町関根細ヶ沢遺跡・川端道東遺跡(群馬県埋蔵文化財調査事業団2015a)などがある。

田口下田尻遺跡では7世紀と10世紀の、上細井町の王久保遺跡・上町時沢西組屋谷戸遺跡(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013ab)では9世紀の、関根町の関根赤城遺跡(群馬県埋蔵文化財調査事業団2014)では10～11世紀の鍛冶遺構もそれぞれ検出されている。大胡町の堀越中道遺跡をはじめ、赤城山南麓では古代の鍛冶遺構の検出例が少なくなく(大胡町教育委員会1997)、史料には全く見えないものの、山麓斜面を利用した馬の放牧地が存在した可能性も想定出来る。

なお、本遺跡から南南東約1.5km附近の前橋市青柳町は、神宮青柳御厨の故地と考えられている。青柳御厨は、建久3(1192)年8月付け伊勢大神宮神主請文(神宮文庫蔵神宮雑書、『群馬県史資料編』6)に見え、平安末期の長寛年間(1163～1165)に成立した伊勢神宮の御厨で、『南橋村誌』(南橋村1955)では、神明宮・伊勢宮の所在や「伊勢」地名の分布等を根拠に前橋市荒牧町～日輪寺町～青柳町を中心とした赤城白川扇状地地域にかけてを故地として推定している。

『神鳳鈔』(建久4(1193)年～延文5(1360)年、神宮文庫蔵、『群馬県史資料編』6)に、鎌倉時代初期の建永年間(1206～1207)に官符が出され、その規模は田80町とある⁽⁴⁾。また、本遺跡の北西約2～3km附近の上細井・下細井町一帯にも細井御厨が存在していたことが、前記の『神鳳抄』や『氏經卿引付』に引用された南北朝～室町期の神宮関係史料に見える。これら本遺跡の周辺に所在したと見られる神宮の青柳・細井両御厨は、戦国期頃までは何らかの形で存在し、機能していたようである。

次に、本遺跡出土の「林」と記された墨書土器について論じる前提として、周辺の遺跡から出土した古代の文字資料の動向を簡単に整理しておきたい。

現在までのところ、周辺の遺跡から「林」ないし「拝志」と記された文字資料の出土は無い。また周辺遺跡から出土した文字資料はいずれも墨書・刻書土器に限られ、木簡、漆紙文書、銅印、焼印等や、本県では出土することが比較的多い刻書紡錘車も無い。墨書・刻書土器の出土は概して僅少で、特定の遺構からまとめて出土するような状況も無く、内容的にも、意味が明確なものや出土遺跡・遺構の性格を特定するようなものは非常に少ない。ただ、ごく僅かではあるが、中には、古代の地域史を考える上で注目できるような文字内容を有するものも存在

している。

上細井中島遺跡出土墨書土器 本遺跡の東約1.5km附近に位置する前橋市上細井町上細井中島遺跡からは2点の墨書土器が出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013d)。3号竪穴建物跡貯蔵穴内から体部外面に正位で「本」の文字が墨書された須恵器椀が1点、6号竪穴建物跡床面直上からは現状では判読できないものの底部内面に文字が墨書された須恵器椀が1点、それぞれ出土した。共に9世紀後半頃のものと考えられている。「本」と記された墨書土器は本遺跡からも1点出土している。

上細井蟬山遺跡出土墨書土器 前記の上細井中島遺跡の西側に隣接する上細井蟬山遺跡からは9世紀中葉～後半の墨書土器が計9点出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2013e)。1号道跡北側溝跡埋土から出土した須恵器椀(9世紀後半)体部内外面2か所に正位で「石」と記されている。私案では、1号竪穴建物跡出土の2点の墨書土器の内の1点である須恵器椀(9世紀後半代)体部外面に正位で記された文字は「山」と、9号竪穴建物跡出土須恵器椀(9世紀後半代)体部外面に正位で記された文字は「厨」と、11号竪穴建物跡出土須恵器椀(9世紀中葉頃)の底部外面に記された文字は「田」と、それぞれ釈読可能なように思われる。「厨」と釈読して良ければ、特に注目出来る内容を有する資料と言えよう。

新田上遺跡出土墨書・刻書土器 本遺跡の東南東約1.8km附近に位置する上細井町新田上遺跡からは26点の墨書土器と3点の刻書土器が出土している(群馬県埋蔵文化財調査事業団2015a、高島2017)。年代が判明しているものは18点で、最も古いものは8世紀後半の2点の刻書土器である。9世紀前半が4点、9世紀後半が11点、9世紀代と見られるものが1点ある。古代集落は、8世紀後半から10世紀中葉まで存続しているが、出土した墨書・刻書土器の年代については8世紀後半～9世紀後半の間にすべて収まる。

出土遺構は、竪穴建物跡12点、報告書で「竪穴状遺構」として報告されているが規模・形状等を勘案すればその多くが粘土採掘坑跡と考えられる遺構出土が15点で、殆どのものがこれら両遺構からの出土である。竪穴建物跡からは概ね1～2点程度の出土であり、特定の竪穴建物跡から集中的に出土しているわけではない。また、竪穴状遺構から出土したものは、5号竪穴状遺構から5点の墨書土器が出土している他は各2点ないし1点ずつで、竪穴建物跡からの出土傾向と概ね類似している。

これら墨書・刻書土器29点は、すべて杯か椀の供膳具であり、土師器14点、須恵器15点である。また、1文字のみが記されたものが23点で、大多数である。

刻書土器は、11号竪穴建物跡出土土師器杯(8世紀後半)底部外面に魔除けの「九字」とみられる格子状の記号が焼成後に記されたもの、40号竪穴建物跡出土須恵器

椀(9世紀後半)底部内面に「貞」の文字が焼成前に記されたもの。6号竪穴建物跡出土須恵器杯(8世紀後半)底部内面に「草」の異体字が焼成前に記されたもの等である(高島2017)。

1文字のみが記された墨書土器の文字記入部位は、底部外面と体部外面横位がそれぞれ10点ずつで、他に体部内外面に2箇所に「恵」の文字が記されたもの(11号竪穴建物跡出土、9世紀後半須恵器杯)が1点である。記載内容では、「足」と釈読可能なものが17点と纏まっている。

2文字記されたものは、9号竪穴建物跡出土須恵器杯(9世紀前半)底部外面に「五庄」と墨書されたもの(高島2017)、51号竪穴建物跡出土土師器杯(9世紀後半)に体部外面正位で「石上カ」と墨書されたもの(高島2017)、11号竪穴状遺構出土土師器杯(9世紀中葉～後半)の底部外面に「竈神」と墨書されたもの(高島2017)等がある。「五庄」の文字は、北陸地方に所在する初期庄園の遺跡から「庄」「某庄」等と記された墨書土器が多量に出土していることを勘案すると、庄園に関わるものと見られる(出越・小西1993、石川県埋蔵文化財保存協会1997・1998)。また、私案で「石上カ」と釈読したものは、石上氏あるいは石上部氏の氏族名と推測することが可能である。このように、内容的にはかなり重要な意味を有する資料が存在している。

田口上田尻・下田尻遺跡出土墨書・刻書土器 本遺跡の北西約1km附近に位置する前橋市田口町～関根町の田口下田尻・上田尻遺跡では、飛鳥～平安時代だけでも600棟を超える竪穴建物跡をはじめ、製鉄炉跡、鍛冶炉跡等が検出された古代の大集落遺跡である(群馬県埋蔵文化財調査事業団2012・2017b)。検出された竪穴建物跡数は大変多いものの、掘立柱建物跡は数棟しか検出されていない。

特筆すべき点は、灰釉陶器約3000点、綠釉陶器約200点が出土したことであり、現在のところ、綠釉陶器の出土量では群馬県内最大の遺跡である。遺跡の性格としては、検出された竪穴建物跡の数こそ大量であるものの、ごく一般的な集落の様相であり、特異な建物跡や何らかの大規模な施設の遺構が検出された訳では無い。ただ、「非日常の供膳具」である施釉陶器、とりわけ出土が限定される綠釉陶器がこれほど多量に出土していることは(桜岡2012、神谷2017b)、それだけでこの遺跡の特殊性を物語ついていよう。600棟を超える古墳時代後期～平安時代の竪穴建物跡が検出された古代の拠点的大集落遺跡であるにも関わらず、遺跡の規模に比しての墨書・刻書土器の出土は僅少である。前橋渋川BP調査区では僅か10点(墨書土器9、刻書土器1)足らず、上武道路調査区でも24点(墨書土器23、刻書土器1)に過ぎなかった。

前橋渋川BP調査区では、出土した10点全てが1つの遺構から1点ずつ出土し、その内の9点が竪穴建物跡からの出土である。しかも、それら全てがそれぞれ異なる文字である。上武道路建設調査区では、出土した24点のうちの17点が竪穴建物跡からの出土で、V区70号竪穴建物跡から3点、V区29号土坑から3点の墨書土器が出土した以外は、それぞれ異なる遺構からの出土である。両調査区とも、特定遺構からの集中的出土の様相は全く見られない。また、特定の文字が多いというようなことも無く、記されている文字はまちまちである。ま 上武道路調査区からは、「西」と記されたものが2点(X区13号竪穴建物跡、X区2面11号溝跡出土。共に黑色土器椀底部外面墨書、10世紀第1四半期)、「交」と記されたものが2点(V区48号建物跡出土須恵器杯体部外面正位墨書、V区70号竪穴建物跡出土須恵器杯底部外面墨書、共に10世紀第1四半期)、「庄」と記されたものが3点(すべてV区29号土坑出土土師器杯墨書、9世紀後半、文字記入部位はそれぞれ底部内面1点、底部外面1点、体部外面正位1点)、それぞれ出土している。それら以外は、全て異なる文字である。

前橋渋川BP調査区出土資料で、文字内容の点から注目できるのは、89号竪穴建物跡出土須恵器(10世紀前半)体部外面に正位で「庄」と墨書された須恵器杯、2・3号道跡出土の須恵器皿(10世紀後半)体部外面正位に「日置」という氏族名もしくは武藏国比企郡の郡名に通じる文字が墨書された須恵器皿、33号竪穴建物跡出土の須恵器杯(10世紀前半)の体部外面に正位で「佛」と墨書されたもの等がある。

一方、上武道路調査区出土資料では、V区29号土坑出土の「庄」と墨書された3点が、前橋渋川BP調査区出土のものと共通する文字で、新田上遺跡出土の「五庄」と記された墨書土器との関連も考えられる注目される。また、報告書では釈文は示されていないものの、XII区8号竪穴建物跡出土須恵器椀(9世紀第4四半期)の底部内面に焼成後に刻書された文字は、「毛万呂」と読むことが可能で人名の表記と考える。同じく報告書では釈文が示されていないが、VII区遺構外から出土した須恵器椀(9世紀後半)の体部外面に墨書された文字を、私は「國」と釈読し、上野国府との関連性すら想起出来る資料と考えている。

5. 本遺跡出土の文字資料の傾向

周辺における墨書・刻書土器の動向等を踏まえた上で、本遺跡出土の文字資料の出土状況と傾向を概観しておきたい。

先述した通り、本遺跡は比較的規模が大きな古代集落であるにも関わらず、文字資料の出土は非常に僅少である。同様に、周辺遺跡における文字資料の出土状況でも

共通しており、本遺跡周辺一帯における地域的な特質を見ることが出来る。

墨書・刻書土器の出土量の多寡には地域的な傾向や特色がある(高島2000・2017b)。例えば、関東地方においては、千葉県内からの出土量が突出して多いが、千葉県下全域から普遍的に多く出土しているという訳では全く無く、例えば印旛周辺地域において際立って集中的に出土しているなど、地域による偏在、多少がある。群馬県は、全般的には関東地方1都6県の中では比較的出土量が少ない方である。こうした傾向は、律令制下における国郡の等級や面積の大小には全く拘わらない(明治大学古代学研究所墨書土器データベース等参照)。各地域に墨書・刻書土器を使用した祭祀・儀礼を多用した集団とそうでない集団とが混在していたということが結果的に地域的な偏在、多寡という現象に繋がっているものと考える。

本遺跡から出土した文字資料は、いずれも墨書土器であり、C区で検出された遺構から出土した。244号土坑から出土した「林」墨書土器を含めて僅か6点に過ぎない。

本遺跡から出土した「林」墨書土器以外の墨書土器は、

- ①9号竪穴建物跡床面直上出土須恵器椀(9世紀第4四半期)体部外面正位、「本」
- ②41号竪穴建物跡床面直上出土須恵器椀(10世紀第1四半期)体部外面正位、「用」
- ③43号竪穴建物跡床面直上出土須恵器椀(10世紀第1四半期)体部外面正位、「三」
- ④43号竪穴建物跡掘方土中出土須恵器椀(10世紀第3四半期)底部外面、「日」
- ⑤51号竪穴建物跡竈埋土中出土土師器杯(10世紀第1四半期)底部外面、「大」

の5点である。

このうち、④の43号竪穴建物跡出土の「日」と墨書されたものの字形は、則天文字である可能性が高い。

このように、「林」墨書土器を含む本遺跡出土の墨書土器6点は、記された文字はいずれもまちまちであり、43号竪穴建物跡から2点の墨書土器が出土しているものの、他の事例はいずれも1遺構から1点ずつの出土であり、特定の遺構に墨書土器の出土が集中するというようなことも無い。

また、「林」墨書土器を含む5点が須恵器の椀ないし杯であり、土師器に記されているのは51号竪穴建物跡出土「大」と墨書されたもの1点のみである。墨書・刻書土器の器種については、特定の器種が選ばれていたということは全く無く、その地域における流通、使用が多い器種傾向に依るケースが殆どである(高島2000・2017b)。本遺跡及びその周辺遺跡から出土した墨書・刻書土器に須恵器が比較的多いということは、この地域の当該期に

おける土器全般の器種傾向をそのまま反映している。

①②③と「林」墨書土器の4点が体部外面に正位で記入され、④⑤の2点が底部外面に記入されている。一般的に、集落遺跡出土の墨書土器は、概して体部外面に文字が記されたものが多く、宮都・官衙・寺院等の遺跡から出土するものには概して底部外面に記されたものが多いというような大まかな傾向がある(高島2000・2017b)。本遺跡出土の墨書土器に、体部外面に文字が記されたものが多いということは、集落遺跡出土の墨書土器の全般的傾向と概ね合致している。

墨書土器の年代は、まず①が9世紀第4四半期で最も古く、②③⑤の3点が共に10世紀第1四半期、244号土坑出土の「林」墨書土器が10世紀前半、④が10世紀第3四半期である。10世紀前半代が主体である。僅か6点に過ぎないので如何とも言い難い部分もあるが、全国の集落遺跡出土の墨書土器は、9世紀に最も盛行し、10世紀になると次第に減少していき、10世紀後半には急速に減少してしまうという全般的傾向から見れば(平川2000、高島2000・2017b)、10世紀が主体である本遺跡出土墨書土器の傾向は、些か特徴的である。

6. 「林」墨書土器の歴史的意義とその背景

土器に墨書された「林」の文字の意味するところについて、関連が最も想定されるのは拝志牧と拝志庄の存在である。以下では、この2つの「拝志=林」の名称を有する機関について、「林」墨書土器の歴史的意義やその背景を考える上での材料として検討を試みたい。

律令制下の上野国内において、現在の前橋市域は、桃木川の左岸側がほぼ勢多郡、右岸側がほぼ群馬郡の「領域」に当たるものと考えられている。本遺跡の所在地は、勢多郡側に位置するものと見られる。

『和名類聚抄』国郡項の上野国勢多郡の項には、深田、田邑、芳賀、桂萱、真壁、深渠、深澤、時澤、藤澤の9郷が記されている。本遺跡の北方には渋川市北橘町「真壁」、東方には前橋市富士見町「時沢」という、勢多郡内の郷名に通じる地名があり、それらの地名が古代の郷名に由来するものと見られる。

(1) 拝志牧

本遺跡の東約0.5～1km一帯に近接する前橋市荒牧町は、古くから牧との関連が想定され、上野国内に9箇所設置されていた古代の御牧の一つに由来する地名ではないかと考えられて来た。具体的には、『延喜式』左馬寮御牧条にみえる上野国内の御牧の一つである有馬島牧の新しい牧場に当たるのではないかと見る説が有るが⁽⁵⁾、そのように結論付ける明確な根拠は全く存在していない。

良く知られている通り、上野国に官牧が設置されてい

たことを伺わせる最初の史料は天平6年(734)の尾張国正税帳で(正倉院文書)、6月に上野国に下る「父馬」(種馬)10匹に株25束を支出したことが記されている(前澤1991)。この種馬は官馬であり、上野国には8世紀前半の段階ですでに、中央政府から派遣された種馬を使って良馬を生産・飼育する牧が存在していた可能性が高い(前澤1991)。

『類聚三代格』所引の延暦15年(796)2月25日付太政官符は、上野国司からの報告を承けて、私牛馬に押す焼印の寸法を定めたものであるが、多数の私有馬の存在を背景としなければそのような報告が出される訳がない(前澤1991、高島2000・2006、佐藤2016)。

『延喜式』左右馬寮御牧条には上野国内には御牧として9箇所の名が上がっている。

御牧(中略)

上野国 利刈牧、有馬島牧、沼尾牧、拝志牧、久野牧、市代牧、大藍牧、鹽山牧、新屋牧。

(後略)

御牧は官牧の一種で、中央政府が必要とする良馬を恒常に確保するために、直轄の牧として関東平野西縁周辺の4箇国に限定して設置された。左右馬寮から専門官である「牧監」(武藏国では「別当」)が派遣され、経営全般を担った。上野国内の9箇所の他に、甲斐国3箇所、武藏国4箇所、信濃国16箇所の計4箇国32箇所が設置された(山口1986・1989・1992・1994、前澤1991、吉川1991、佐藤2016abほか)。『弘仁式』主税寮には、すでに甲斐・武藏・信濃・上野の4箇国から牧馬を京進する際の規定があるので、少なくとも9世紀前半までは、上野国内に御牧が設置されていたことが確実視されている(前澤1991)。また、平城京左京2条3坊長屋王邸宅跡出土木簡の中に、「御馬司信濃一口甲斐一口上野二口右」「馬司甲斐二人 上野二口 甲斐四口」「馬司甲斐二人 上野二人 六人」などと記されたものがある(奈良国立文化財研究所1995)。これらの木簡に見える信濃・甲斐・上野等の国名は、まさに『弘仁式』『延喜式』に規定された御牧設置4箇国中の3箇国に該当する。単なる偶然の一一致ではなく、恐らくは既に奈良時代初期頃にこれら3箇国は馬の生産・飼育が盛んであり、馬の飼育に長けた専門的な技術者が多数在ったと考えれる。これらの国々が、後に『延喜式』に規定される御牧所在国になつていったのは必然的結果なのであろう。

御牧で調教した馬は、毎年、牧監が引率して中央政府に貢上する。『延喜式』左右馬寮年貢馬条に記載されている毎年貢上される御馬の数の内訳は、

凡年料貢御馬、甲斐国六十疋_{真衣野・柏前両牧卅疋、穂坂牧卅疋}、
武藏国五十疋_{諸牧卅疋、立野牧廿疋}、信濃国八十疋_{諸牧六十疋、望月牧廿疋}、上野国五十疋。

とあり、一箇所の牧から最多の馬を貢上しているのは甲

斐国穂坂牧の30匹で、最少なのは信濃国の望月牧以外の15箇所の牧の平均4匹である。上野国の1箇所の牧当たりの貢上馬の平均は5.6匹で、信濃国の望月牧以外の15箇所の牧の平均よりはやや多いものの、甲斐国の穂坂牧以外の2箇所の牧の各30匹や、武藏国の立野牧以外の3箇所の牧の平均10匹よりは遙かに少ない(前澤1991)。上野国には他の3箇国のように中核になるような大規模な御牧はなく、比較的小規模な御牧が並存していた(前澤1991)。なお、『延喜式』兵部省に見える兵部省所管の諸国牧は上野国には設置されていないが、その理由は定かではない。

『政事要略』巻23、年中行事8月下にみえる「二十八日上野勅旨御馬事」の割註には、

廿八日上野国勅旨御馬事、(中略)

諸牧五十 櫻井 繁甘、利刈・有馬・沼尾・拝志・久野・市代・大藍・鹽山・

新屋(惣有、春字)・小栗田・平澤 己上十四(ママ)牧。

とあり、延喜7~8(907~908)年の例として、『延喜式』に規定された9箇所の牧に加え、「小栗田」・「平沢」の2牧の名が記されている。『延喜式』に規定された9箇所の御牧の他に、さらにそれに準ずる官牧が存在していた訳である(前澤1991、高島2006)。

上野国内に中央政府直轄の牧が設定された理由の一つとしては、6世紀中葉に榛名山二ッ岳が2度にわたり大噴火を引き起こした際に噴出した軽石が山麓の北から東にかけて厚く堆積しており、それによって引き起こされた土石流が谷地や窪地を埋め、一帯が農業生産には適さない平坦な荒地となり、牧を設置するのに適した環境になっていたことにも因るのだろう(高島2006)。

『日本後紀』弘仁2年(811)10月5日条には、葛原親王に上野国利根郡長野牧を賜ったとの記事があり、この牧も元来は官牧の一つであり、上野国内における馬生産・飼育の盛行をさらに裏付ける。

『類從三代格』所引の昌泰2年(899)9月19日の上野国からの報告に基づいて足柄峠と碓氷峠に關を設ける旨発せられた太政官符では、

太政官符

應二相模国足柄坂・上野国碓氷坂、置レ關勘過事

右、得上野国符称、此國頃年強盜蜂起、侵害尤甚、靜尋由緒、皆出就馬之党也。何者坂東諸国富豪之輩、啻以駄運物、其駄之所出皆緣掠奪、盜山道之駄以就海道、掠海道之馬以赴山道、爰依一疋之駕、害百姓之命、遂結群党、既成凶賊。(後略)

と、駄馬による運送業を営む坂東諸国「富豪之輩」によって組織化された「就馬之党」と称された群盜が、広範囲に馬を駆使して中央政府への貢納物や馬の掠奪、殺人を行ない、上野国内における被害は甚大であるとする。

このことは、一面において、上野国における民間馬の多用と、それらを供給した私牧の隆盛を物語っている(前澤1991)。2年後の昌泰4(901)年には、坂東諸国における群盜勢力の横行を鎮めるために諸社に幣帛が奉じられたが、取分け信濃・上野・甲斐・武藏4箇国の被害が最も甚大であったと記されている(『扶桑略記』昌泰4年2月15日条)。この4箇国はいずれも『延喜式』に見える御牧設置国であり、御牧で飼育されている良馬が掠奪の対象とされたことが判る。これら様々な事件からは、上野国内への御牧の設置が、この地域における馬の生産・飼育・活用を強く促したこと示していよう。

牧の設定・経営とそれに伴う土地開発の具体像を直接に伺い知ることが出来るような史料は皆無であるが、牧の設置に際しては、山林・原野等を開拓し、地形の改変・整地を行い、さらに各種の区画施設や建物・施設群を建設するなど大規模な造営事業が矢継ぎ早に行われたわけであり、まさに牧の設置そのものが地域における巨大開発行為であった(高島2006)。牧には製鉄・鍛冶工房、皮革工房等が必須であり、最先端技術基地であると同時に、基幹物資の生産流通・各種経済活動・労働力の拠点としての側面も有していたわけであるから、その設置が周辺地域に及ぼした影響や効果には計り知れないものがあったと考えられる(高島2000)。

『延喜式』に見える諸国からの年間貢馬数を単純計算すると、上野国からの貢上馬数が全国最多となる(前澤1991)。上野国の官牧は、律令国家が必要とする馬の最大の供給源の一つであった訳であるが、その背景には、特に奈良時代後半から平安時代前期にかけて、上野国がしばしば律令国家の征夷戦争の兵站基地として兵士・軍馬・革甲等の調達地とされていたことも影響しているものと考えられている(前澤1991、小池2017)。上野国内には主核となる大規模な牧の存在こそ無いものの、古墳時代以来の馬の飼育・生産の歴史的な伝統や、古墳時代における2度にわたる榛名山二ッ岳噴火に依って火山噴出物に覆われた耕地としては利用しにくい広大な緩傾斜面が形成され、牧に適し、且つ牧としてしか利用出来ないよう広大な土地が確保されていたこと、地理的に征夷戦争の兵站基地とされたこと等、さまざまな歴史的・地理的な要因が重なって、律令制下最大の官馬供給地の一つとなるに至ったものと考えられる(高島2000)。

『延喜式』に見える上野国内の9箇所の御牧の所在地については、それぞれいくつかの想定があるものの、まだ、確実なところは決し難いのが現状である(前澤1991)。ただ、渋川市半田中原南原遺跡において有馬島牧の一部を構成すると見られる古代の牧の遺構が発見されている(渋川市教育委員会1994、高島2006)。

牧との関連が古くから推測されて来た前橋市荒牧町の「荒牧」の地名の史料上の初見は、享徳4(1452)年閏4

月8日付岩松持国欠所注文(正木文書・『群馬県史資料編』5)で、「荒蒔」と表記されている。また、文明12(1480)年のものと推定されている11月28日付け太田道灌書状(長崎県島原市教育委員会蔵松平文庫本、『群馬県史資料編』7)では「荒巻」と表記されている。また、『源平盛衰記』(成立年代不明、鎌倉後~末期成立か)巻46に「上野国荒蒔郷」の語が見え。ここでも「荒蒔」と表記されている。このように、中世以前に遡るような「荒牧」の地名を明示した史料は皆無であり、しかもこれらはいずれも「荒蒔」「荒巻」等と表記されており、「牧」の文字は見えない。この点からすれば、現在の「荒牧」の地名を、直接、古代の牧と結びつけることは難しいように思われる。

一方、「拝志」の地名に関しては、明和7(1770)年銘の日輪寺棟札によって近世まで存在していたことが明確であり(『前橋市史6 資料編1 古代・中世・近世』)、今回、「林」と記載された墨書土器が新たに出土したことは、本遺跡周辺地域一帯における「林」の地名が古代まで遡る傍証となり得る。

勿論、土器に記載された「林」の文字が、地名や牧名としての「拝志=林」を直接的に意味しているかどうかの確証は無い。しかしながら、仮に、土器に墨書された「林」の文字が氏族名を指す文字であったとしても、古代以来、氏族名と地名とは密接に結び付いている訳であるから、「林」の文字を地名と関連付けることも充分に可能と想定できる。また、出土文字資料からは、往々にして郷里レベル以下の、史料には遺らないような小地域を指す地名が記されている事例が少なくないので(平川2000)、本遺跡周辺地域一帯における「林」の地名が古代まで遡る蓋然性は極めて高い。

また、本遺跡の北西約1km附近に位置する田口上田尻・下田尻遺跡からは195点という県内最多の膨大な緑釉陶器が出土していることも特筆される。施釉陶器自体が非日常の供膳具であり(綿貫・神谷・桜岡1992)、さらに緑釉陶器となると、纏まって多量出土するのはほぼ国府或いは国府関連施設等に限定され、郡家や郡家別院、郡家近接寺院等、郡レベルの施設からの出土は必ずしも多くない(高橋2001・2005・2015ほか)。坂東諸国では、現在までのところ、相模国府関連遺跡群(神奈川県平塚市)、武藏国府関連遺跡群(東京都府中市)、下野国府国司館跡(栃木県栃木市)等、国府からの出土が際立っている(高橋2001・2015ほか)。

先述した通り、群馬県内において田口下田尻・上田尻遺跡以外で緑釉陶器の出土量が特筆できる遺跡には、前橋市元総社町天神遺跡(178点)、前橋市池端町~吉岡町清里陣馬遺跡(168点)、玉村町福島曲戸遺跡(117点)、高崎市三ツ寺大下IV遺跡(116点)等がある(神谷2017ab)。これらの遺跡うち、天神遺跡は上野国府所在推定地の中心に該当し、また三ツ寺大下IV遺跡も上野国

府・国分寺・国分尼寺から比較的近い場所に所在しているなど、それぞれ国府・国分寺・国分尼寺等との関連性が想定できる場所なので、緑釉陶器の出土量が多いことも頗ける。清里陣馬遺跡と福島曲戸遺跡は、上野国府との直接の関連を想定することは難しい。ただ、清里陣馬遺跡と田口上田尻・下田尻遺跡とは現在の利根川を挟んで約3kmの位置にあり、当時の利根川が、ほぼ現在の桃木川の流路の位置であることから見れば、当時、両地点間の距離は現在よりもさらに近く感じられたであろうことは容易に想像出来る。仮に、この両遺跡の関連を強固に想定しても、あながち荒唐無稽とは言い切れまい。

また、清里陣馬遺跡の東北東約2km及び田口上田尻・下田尻遺跡の西南西約2.5kmの位置、この緑釉陶器多量出土両遺跡のほぼ中間には、群馬県内では現在のところ唯一の終末期八角墳、7世紀中葉以降の築造と見られる三津屋古墳がある(吉岡町教育委員会1996)。周知の通り、八角墳は地方における類例も少数ながら存在するものの、7世紀中葉以降は、畿内の天皇陵あるいは天皇に準ずる立場にあった皇親の墳墓に特有な墳形である(河上2005等)。7世紀中葉の上野国内唯一の八角墳がこの地域に築造された背景には、畿内との強い結び付きや、被葬者の特殊な地位・立場を想像することが出来よう。終末期八角墳の存在、御牧の所在、多量の緑釉陶器を含む施釉陶器の大量出土等から見て、清里陣馬遺跡~田口上田尻・下田尻遺跡~本遺跡一帯の地域が、当時の上野国内において、ある種、傑出した特異な地域の一つであったと見ることが出来るのではないだろうか。

田口上田尻・下田尻遺跡も清里陣馬遺跡も、それぞれ検出された遺構の状況を見る限り、広大且つ巨大であるものの集落遺跡の域を全く出るものではなく、発掘調査された範囲内における官衙或いは豪族居宅的な要素は皆無である。また、様々な状況を勘案しても、国府の存在を想定することも全く出来ない場所である。それにも拘わらず、これらの遺跡における突出した緑釉陶器の出土量、周辺地域を含めた一帯における灰釉陶器を含む膨大な施釉陶器の出土量等の状況は、郡レベルよりもさらに上位の、一国レベル或いは国家・中央政府レベルの何らかの機関の施設の存在を前提にしなければ説明することが出来無いのではないだろうか。さらに推測を重ねることが許されるならば、清里陣馬遺跡~田口上田尻・下田尻遺跡~本遺跡~前橋市荒牧町周辺に及ぶ広大な地域に、中央政府直轄の御牧拝志牧が営まれ、その範囲内に点在した牧を構成する各種施設の存在が、上野国府の所在地とは全く考え難い当該地域における突出した緑釉陶器を含む施釉陶器の出土量に繋がるのではないか⁽⁵⁾。

その際に、田口下田尻遺跡から僅か1点とは言え、私案では「國」と釈読することが可能と見る墨書土器が出土していることの意味が俄かに重要になって来るようと思

われる。官牧に関わる各種の史料に見えるように、中央政府直轄の牧においては、中央政府から直接派遣されて来た牧の管理職と共に国司が職務に当たる機会があったことが史料に見える(山口1986・1989・1992・1994、吉川1991、佐藤2016abほか)。僅か1点のみとは言え、国府機構との関連が想定できる「國」と記された墨書き器が田口下田尻遺跡から出土していることは、御牧の存在を仮定したとしても何等矛盾しない。

また、本遺跡や田口上田尻・下田尻遺跡、清里陣場遺跡等で検出された遺構が典型的な集落の域を出るものではない点に関しては、牧の直接的労働力、或いは経済基盤となる生産力を提供した人々の居住域と見れば整合的に解釈出来よう。

(2) 拝志庄

本遺跡周辺一帯に近世まで「林」の地名が遺存しており、本遺跡244号土坑出土土器に墨書きされた「林」の文字を地名ないし地名と通じる氏族名と解釈するならば、拜志牧のみならず、中世史料にその名が見える拜志庄とも当然関連してこよう。拜志庄は、後白河院が建久2(1191)年、院御所六条殿内持佛堂を起源とする法華長講弥陀三昧堂に莫大な庄園群を寄進して確立した長講堂領を構成する庄園の一つである(奥野1942~44)。中世以降の史料でしか、その存在を確認することは出来ないものの、遅くとも古代末期~中世初頭頃までは成立していたと見てほぼ間違いないだろう。

初期庄園は、坂東諸国においては殆どが寺領庄園であったが(戸田1991)、史料上、上野国内における古代の寺領庄園の存在は確認出来無い。『新抄格勅符抄』に拠ると、上野国内には、西大寺20戸、法花寺100戸、妙見寺50戸、唐招提寺50戸、神通寺20戸、川原寺150戸、山階寺100戸、法隆寺50戸、東大寺450戸等、畿内の官大寺の封戸が多数設定されていた。これらの寺封はいずれも7世紀後半から9世紀初頭までの間に施入されたもので、上野国内に設定された寺封の総数は990戸であり、坂東諸国では武藏国内の1615戸に次ぐ多さである。封戸は全般的に9世紀以降、調庸未進によって衰退していき、10世紀になると新規の寺封施入は史料上全く見られ無くなり、社寺の収入源の主流は、12世紀以降は庄園となっていく。上野国内では、これほど多くの寺封が存在しながら、それらが直接的に寺領庄園化することは無かった。その理由としては、全国的に封戸が衰退していくまさにその時期から上野国では、巨大地震災害や疫病の頻発、群盗の跋扈、反国司闘争の勃発、浅間山噴火に伴う降灰災害の発生等、様々な災害・事件の影響を直接的に受け、国内の耕地が壊滅的に荒廃してしまったことが考えられる。良く知られているように、天仁元(1108)年の浅間山噴火前の時点において既に、「上野国

に至りては本より亡弊を聞くことあり」(『中右記』嘉保元(1094)年8月27日条)とまで言われる状況であった。

上野国内では、浅間山噴火に伴う降灰災害後、庄園開発が活発化していく。新田郡のほぼ全域に及ぶような新田庄などはその代表的な事例である。

本遺跡周辺一帯がその範囲に含まれていたと見られる拜志庄は、鎌倉期と推定される年月日不詳の宣陽門院(後白河天皇第6皇女觀子内親王、養和元(1181)年~建長4(1252)年)所領目録(島田家文書、『鎌倉遺文』3224)に、

(前略)

一 雖有御領号不濟年貢所〃

相模国山内庄 尾張国右大臣家

勢多郡

上野国拜志庄 美作国一宮 (後略)

と見えるのが史料上の初見で、貞応3(1224)年8月10日付宣陽門院所領目録(島田家文書、『鎌倉遺文』3274)及び応永14(1407)年3月日付宣陽門院御領目録(八代恒治旧蔵文書)でも存在を確認することが出来る。

建久3(1192)年、後白河院は42カ国89箇所に及ぶ長講堂領の庄園群を娘の宣陽門院觀子内親王に譲るが、長講堂領はその後も増え続け、建長3(1251)年に宣陽門院から後深草帝に譲渡され、以後、持明院統の歴代天皇に継承され、一時は180箇所(『梅松論』)にまで増大した。その後、応永14(1407)年の称光天皇即位時に作成された「長講堂領目録」では43か国112箇所まで再び減少してしまい、次第に守護等による押領が続き、さらには応仁の乱の混乱によって不知行になる所領が急増していったため、急速に解体していった(奥野1942~1944他)。

戦国期の年月日不詳の「上杉氏所領目録」(彦部文書、『群馬県史資料編』7所収)でも「(前略)林庄之内 名雲郷半分(後略)」とその名を確認することが出来⁽⁷⁾、また、渋川市北橘町八崎の雙玄寺境内の石造陽刻六地蔵像(渋川市指定文化財、高さ42.5cm・幅34.5cm)の背面に「上野国勢多郡拜志庄八崎村□□天文十三(1544)年甲辰四月廿一日」と刻書されており、「拜志庄」の名が見える(『群馬県史資料編』7所収)。拜志庄という地域概念は戦国期までは確実に認識されていたことが判る。

『富士見村誌』では、拜志庄の範囲を、関係史料が分布する旧細ヶ沢川以西の赤城火山南西麓から西麓にかけての広大な地域(現・渋川市の赤城町~北橘町~前橋市北西部)としており(富士見村誌編纂委員会1954)、さらに北は利根郡昭和村付近まで含める考え方もある⁽⁸⁾。

先述したように、本遺跡の南東約1.5km附近に位置する新田上遺跡からは、私案では「五庄」と釈読出来る墨書き器が1点出土している(高島2017)。北陸地方に所在する初期庄園の遺跡から多量に出土している「庄」・

「某庄」などと記された墨書き土器から見れば(出越・小西1993、石川県埋蔵文化財保存協会1997・1998)、「五庄」の文字は庄園に関わるものと判断することが出来るが、問題は、上野国内において、「五庄」という名称或いは略称で呼ばれた庄園の存在が、史料からは全く窺い知ることが出来ないという点である。ただ、北陸地方に所在する初期庄園の遺跡から出土した「庄」「某庄」などと記された8～9世紀の墨書き土器には、必ずしも既存の史料から知られている庄園の具体的な名称に関わるような文字が記されたものばかりとは限らないので、この新田上遺跡出土の「五庄」と記された墨書き土器を、僅か1点とは言え、当該地域に所在した拝志庄と関連付けて考えることは充分可能と思われる。また、同様に、本遺跡の北西約1km附近に位置する田口上田尻・下田尻遺跡から出土した4点の「庄」と記された墨書き土器もまた、地域的に見て、拝志庄との関連が想定出来よう。当該地域一帯への大量の施釉陶器搬入の背景として、御牧と同様、庄園の影響力もまた、充分想定出来るところである。

前節で述べた通り、私は、本遺跡及び周辺一帯における傑出した施釉陶器出土量、史料に見える地名、周辺遺跡の動向、周辺遺跡出土文字資料の動向等から、前橋市荒牧町～田口上田尻・下田尻遺跡～清里陣場遺跡の現・利根川両岸にかけての広大な一帯に、上野国レベル、或いは中央政府レベルの機関に関わるような施設が存在した可能性を想定し、一案として中央政府直轄の御牧である拝志牧を想定した。まさに、その田口上田尻・下田尻遺跡において、拝志庄との関連が想定できるような「庄」と記された墨書き土器が4点出土していることは、これらの墨書き土器を、御牧よりもむしろ庄園の存在と関連付けた方が良いように見られなくもない。

先述した通り、拝志庄の史料上の初見は、現在のところ、正確な年代は不明ながら鎌倉時代前期頃である。宣陽門院領の成立過程から類推するならば、当然、院政期までは遡り得ると見るのが自然である。しかしながら、新田上遺跡出土の「五庄」と記された墨書き土器の年代は9世紀前半～中頃、田口上田尻・下田尻遺跡から出土した計4点の「庄」と記された墨書き土器の年代は9世紀後半～10世紀前半頃であり、いずれも史料上確認できる拝志庄の初見の時期からはさらに約数百年程度遡る時代のものである。史料上存在を確実視することが可能な拝志庄の年代とはかなりの齟齬があることには相違無い。

もし、本遺跡出土の「林」墨書き土器や新田上遺跡出土の「五庄」墨書き土器、田口上田尻・下田尻遺跡出土の「庄」墨書き土器等に記された文字を拝志庄と関連付けることが可能であるならば、既存の史料からは窺い知ることが出来ない拝志庄の成立時期を知る上で重要な示唆を与える資料と位置付けることが可能になってくる。ただ、それにはより確実に根拠となり得る史・資料が必要であること

は言を俟たない。周辺遺跡における更なる古代文字資料の出土が期待される。

拝志庄に関して言うならば、現在までのところ関連する確実な古代史料が皆無であるという点が、本遺跡出土の「林」墨書き土器や、一連の「庄」墨書き土器を拝志庄と直接結び付けるに当たって最大の問題となる。その点から言えば、むしろ、遅くとも『延喜式』の段階では御牧の一つになっている拝志牧の方が、「林」墨書き土器との関連性から言えば、ほぼ同時代の資料としての蓋然性が高いはずである。しかしながら、そうなると、新田上遺跡や田口上田尻・下田尻遺跡から出土した「五庄」・「庄」等と記された墨書き土器との整合性や、その意義を説明することがやや困難になってしまうきらいがある。

良く知られているように、古代の牧が庄園化した例は多い。「田令」荒廃条に規定される通り、国司による土地の開墾はその任期中に限って許可され、任期後は収公されるのが原則であり、養老7(723)年の三世一身法や天平15(743)年の墾田永年私財法でも国司の開墾は対象外とされていた。しかしながら、『類聚三代格』所引の延暦17(789)年12月8日付太政官符では、改めて「寺並王臣豪民」等による山川藪沢の占有を禁じながらも、「墓地牧地不在制限」が再確認され徹底されている⁽⁹⁾。この官符を根拠とすれば、牧と認定されれば、牧の周辺に展開した放牧地名目の未耕地や森林を含めた開墾地が任期満了後も収公されること無く私有することが可能になる。よって国司任期中に開墾した土地を牧として申請することがしばしば行われていた(荒井2017)。

興福寺領上総国長柄郡藻原庄は、『朝野群載』巻17に引く寛平2(890)年8月付藤原菅根等連署施入状に見え、宝亀5(770)年3月に上総介に補任され、同8年正月に上総守に昇任した藤原黒麻呂が開発・所有した牧が、子孫に相伝する過程で庄園化し、寛平2(890)年8月に興福寺に施入されたものである(加藤1995)。同様に、坂東諸国において古代の牧が庄園化した著名な事例には、安樂寿院領常陸国茨城郡南庄や香取神宮大禰宜大中臣家領下総国香取郡葛原庄等がある(荒井2017)。

このように古代において牧が庄園化していく事例はしばしば見られることであった。実際、開墾地を「牧」の名目で私有地化することが黙認され、横行していたこと、或いは庄園内に牧が包括されるケースもあることから見ても、当然の帰結である。御牧であった拝志牧の一部が次第に庄園化していく、最終的に拝志庄へと収斂されていったことは想像に難くない。そうであるから、本遺跡出土の「林」墨書き土器や新田上遺跡出土の「五庄」墨書き土器、田口上田尻・下田尻遺跡出土の「庄」墨書き土器4点などと関連するのは、拝志牧か拝志庄なのかといった二者択一的に考えるのではなく、双方に通じて関わるものと見たほうが良いように思われる。

御牧拝志牧の庄園化の萌芽は、多くの牧の庄園化の例から見れば、既に9～10世紀にあった可能性が高い。新田上遺跡出土の「五庄」墨書き土器や田口上田尻・下田尻遺跡出土の4点の「庄」墨書き土器が、史料上は中世以降のものにしか見えない拝志庄に関わるものであったとしても、何ら問題は無いのである。

仮に、御牧である拝志牧が次第に庄園化していくとすると、その経緯が問題となろうが、この点については、拝志庄成立に関する史料が皆無であるため、全く不明と言わざるを得ない。

拝志庄が、長講堂領庄園群の一つとして後白河院から皇女宣陽門院に伝領され、その後も持明院統の天皇たちに伝領されたことから見れば、中央政府直轄で、天皇に供する馬の生産・飼養を第一の目的として設置されていた御牧から王家領庄園へという流れは、一見、極めて自然であるかのようだ。しかしながら、後白河帝即位時に、父の鳥羽法皇が所有していた広大な安樂寿院領は異母妹暲子内親王(八条院)に既に譲られており(八条院領)、元来、これと言った所領を有しなかった後白河帝は、保元の乱後、左大臣藤原頼長の没官領を後院領として入手し、これを基軸に庄園の集積を図って行ったとされている(安田1986、棚橋2006)。

拝志庄がいつ、どの時点において長講堂領に加えられたかについても史料が全く無く、確定し難いが、初見が鎌倉時代前期頃と推定される史料であることからすれば、長講堂領成立時から既に含まれていたもので、長講堂に寄進される前の後白河院による自領形成過程において院の領するところとなった可能性が高いのではないだろうか。

良く知られているように、藤原頼長は久安6(1150)年に兄の関白忠通を差し置いて藤氏長者となっている(橋本1974)。もし、仮に、拝志庄が後白河院入手以前には頼長家領であったならば、元々から頼長家領であった場合と本来摂関家領だったものを藤氏長者宣下後に頼長家領に移された場合の二通りのケースを考えられるが、それにしても、御牧から立庄後に摂関家領ないし頼長家領に至った経緯は全く不明と言わざるを得ない。

拝志庄が、元来王家領であったにせよ、摂関家領或いは頼長家領から王家領への変遷があったにせよ、いずれにしても、拝志庄の前身が御牧であったことが、王家・摂関家・藤原頼長家等最高位の権門の領する庄園となつたことに繋がった可能性が高いのではないだろうか。

おわりに

日輪寺觀音前遺跡244号土坑出土「林」墨書き土器の紹介から発して、周辺遺跡及び周辺における出土文字資料の動向、関連史料、拝志牧・拝志庄を巡る歴史的環境等について検討した。擲筆に当たり、述べて来たところを簡

單に纏め、小稿の結びに代えたい。

(1) 日輪寺觀音前遺跡244号土坑出土の「林」墨書き土器に記された「林」の文字は、出土地周辺に近世まで確實に遺存していた地名或いは地名と通じる古代氏族名を意味する可能性が高く、御牧拝志牧や庄園拝志庄と関連する文字の可能性が想定出来る。

(2) 本遺跡及び周辺地域における卓越した施釉陶器の出土量は、一国或いは国家レベルの機関に関わる施設の存在と、その物資集積、流通・経済拠点としての性格を示唆する。そうしたものとして、仮に、御牧や庄園等の施設を想定したとしても矛盾しない。

(3) 「林」墨書き土器が出土した244号土坑のような古代の「長方形状礫床土葬墓」の特異性や僅少さは際立っており、被葬者の所属階層の優位性、卓越した社会的役割・身分等を反映していると考えられる。

(4) 御牧もしくは庄園の名称に通じる「林」の文字が墨書きされた供膳具が副葬されていることから見れば、被葬者は「富豪」・「豪民」層に属する村落首長、拝志牧・拝志庄の管理に携わった有力者・官人層である可能性も想定出来る。

(5) 牧の庄園化の例は多いので、「林」墨書き土器に記された文字は、拝志牧・拝志庄どちらかにのみ関わるという限定的なものでは無い可能性もある。

取り扱った文字資料・考古資料の類例、関連史料等いずれも僅少であるため、推測に推測を重ねた部分が多く、結果として確実性が乏しい試論となったことは否めない。

小稿は、現存する史・資料が限られていて叙述が難しい古代地域史や、出土文字資料を史料として利用・活用した古代の地域像描写の一つの試みとして、乏しい史・資料に拠りながらも、最大限の可能性を提示することを目的として行った試論である。今後の出土文字資料の増加を俟って、さらに検討を重ね、当該地域における古代史像をより確実且つ鮮明にしていくことが必要であることは言を俟たず、小稿がそのための叩き台の一つとなるならばこれに勝る幸いはない。

なお、日輪寺觀音前遺跡調査担当者各位並びに同遺跡及び周辺遺跡出土施釉陶器について御教示賜った神谷佳明氏に深甚なる謝意を表する。

小稿は、平成29年度公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究指定研究「日輪寺觀音前遺跡(前橋市0903遺跡)244号土坑及び当該遺構出土墨書き土器の歴史的背景について」による成果の一部である。

注

(1) 第1次調査：平成26（2014）年11月1日～27（2015）年3月31日（調査担当：関根慎二・関俊明・藤井義徳・小林茂夫・小野隆）、第2次調査：平成27年4月1日～5月31日（調査担当：長澤典子・飯田陽一）、第1次整理：平成27年10月1日～28（2016）年3月31日（整理担当：佐藤元彦・高島英之）、第2次整理：平成28年10月1日～12月31日（整理担当：高島英之）。

(2) 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団編『日輪寺觀音前（前橋市0903）遺跡 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団調査報告書第622集、（一）南新井前橋線日輪寺工区社会資本総合整備（活力・重点）事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』pp166～167、184～185。

(3) 本遺跡出土の施釉陶器を含む古代の土器全般の実測図化・観察を担当した神谷佳明氏に依れば、出土した灰釉陶器の約9割が供膳具で、中でも椀が半数以上であり、それらの大部分は東濃産で、10世紀前半代の大原2号窯式期のものが圧倒的に大きな比率を占めているが、9世紀後半～10世紀後半頃の猿投産のものも少數ながら存在している猿投窯群産の椀2点が黒笛90号窯式期に比定され、東濃窯跡群491点の内訳は光ヶ丘1号窯式期53点、大原2号窯式期331点、虎渓山1号窯式期7点である。灰釉陶器全体の中で占める割合は黒笛90号窯式期0.4%、光ヶ丘1号窯式期9%、大原2号窯式期58%、虎渓山1号窯式期1%であると言う（神谷2017a）。また、本遺跡出土綠釉陶器は僅か7点のみですべて供膳具であり、東海産・東海系3点、京都産4点と言うことである（神谷2017a）。

(4) 室町期の伊勢神宮禰宜荒木田氏経（応永9（1402）年～文明19（1487）年）の著作である『氏経卿引付』に引く貞和3（1347）年12月26日付伊勢神宮祭主紛失状（神宮文庫蔵、『群馬県史資料編』6）や、同書に引く宝徳4（1452）年12月5日付伊勢大神宮祭主下知状、享徳元（1452）年8月8日付伊勢大神宮序宣等にも関係文書が焼失し紛失状が作成されていたことが記されている。その後の青柳御厨については、神宮文庫蔵『内宮引付』に引く永正6（1509）年8月付伊勢大神宮序宣（『大日本史料』9～3）に、神宮が「宮領上野国青柳神用年貢」の未進を催促しており、当御厨は祭主の本領であるが、近年、神役が未到になっている旨が述べられている。この時期に青柳御厨はまだ神宮には掌握されてはいるものの、機能不全に陥っていたことが判明する。さらに神宮文庫蔵『神宮引付』に引く天正8（1580）年付伊勢大神宮禰宜等解状（『群馬県史資料編』7）には、「注進早可被逐御披露青柳神領受納子細間之事」との事書があり、本文中に「（前略）然間近年無受納之条、当祭領既及退転（後略）」と見えるので、このころには実態を失っていたと見られる。

(5) 「荒牧村」（『日本歴史地名体系10 群馬県の地名』、平凡社、1987、p555）、「荒牧」（『角川日本地名大辞典10 群馬県』、角川書店1988、pp100～101）。

(6) 神谷佳明氏は田口下田尻遺跡の発掘調査報告書の中で、近隣における富豪層居住の可能性を想定された上で、同遺跡出土の多量の綠釉陶器に遺構外出土の小破片が多いことから、生産地からの輸送運搬途上で破損した綠釉陶器がこの地において一括廃棄された可能性を仮定され、「就馬の党」の拠点的集落と見ておられる（神谷2017b）。

(7) 「林庄之内 名雲郷」とは、現在の渋川市赤城町長井小川田一帯と見られている（『日本歴史地名体系10 群馬県の地名』、平凡社、1987、『角川日本地名大辞典10 群馬県』、角川書店1988、赤城村誌編纂委員会編『赤城村誌』1989）。

(8) 富士見村誌編纂委員会編『富士見村誌』1954、勢多郡誌編纂委員会編『勢多郡誌』1958、前橋市史編纂委員会編『前橋市史1古代中世編』1971、群馬県文化事業振興会編『上野国郡村誌』1977、群馬県史編纂委員会編『群馬県史通史編3 中世』1989、赤城村誌編纂委員会編『赤城村誌』1989、渋川市史編纂委員会編『渋川市史2通史編上 原始～近世』1991

(9) 太政官符
寺并王臣百姓山野敷沢濱嶺尽收入公事
右被_右大臣宣_徳、奉_勅、准_令_山川敷沢公私共利_、所以至

有占点、先頻_禁断_。如聞、寺并王臣家及豪民等不_憚_憲法_、独貪_利潤_、広包_山野_、兼及_敷沢_、禁制芻_樵、奪_取鎌斧_、慢_法蠹甚。自今以後、更立_嚴科_、不_論_有官符賜及旧来占買_、並皆收回還、公私共_之。墾田地者、未開之間、所_有草木亦令_共採_、但元來相伝加_功成林非民要地者、量_主貴賤五町以下作差許_之。墓地牧地不_在_制限_、但牧无_馬者亦從_取還_。（後略）

延暦十七年十二月八日

引用・参考文献

荒井秀規 2017 『古代の東国3 覚醒する<関東>』、吉川弘文館

安中市教育委員会編 1994 『中野谷地区遺跡群』

安中市教育委員会編 1996 『落合II遺跡・平塚遺跡・三本木II遺跡・三本木III遺跡』

安中市教育委員会編 2014 『西横野東部遺跡群』

安中市教育委員会編 2016 『落合II遺跡2・平塚遺跡2・三本木II遺跡2・三本木III遺跡2』

石川県埋蔵文化財保存協会編 1997 『石川県出土文字資料集成』

石川県埋蔵文化財保存協会編 1998 『石川県出土文字資料集成II』

井上定幸・近藤義雄・西垣晴次編 1988 『角川日本地名大辞典10 群馬県』、角川書店

井上慎也 2017 「横野台地で発見された古代の牧と道路」（『地域考古学』2、pp109～132）

大胡町教育委員会編 1997 『大胡西北部遺跡群 堀越中道遺跡』

岡部央 2011 「日輪寺蔵木造十一面観音菩薩立像」（『国華』1393、朝日新聞社、pp12～15）

奥野高廣 1942～1944 『皇室御経済史の研究』全2冊 故傍書房

加藤友康 1995 「上総国藻原莊について『施入帳』の検討を中心として-」（『千葉県史研究』3、pp1～17）

加部二生 1995 「上細井出土骨蔵器」（東日本埋蔵文化財研究会編『東日本における奈良・平安時代の墓制-墓制をめぐる諸問題 第1分冊』、p342）

神谷佳明 2017a 「出土した施釉陶器について」（群馬県埋蔵文化財調査事業団編『日輪寺觀音前遺跡（前橋市0903）遺跡』、pp247～250）

神谷佳明 2017b 「田口下田尻遺跡出土の施釉陶器について」（群馬県埋蔵文化財調査事業団編2017『田口下田尻遺跡』、pp886～893）

河上邦彦 2005 『大和の終末期古墳』、学生社

北橋村誌編纂委員会 1975 『北橋村誌』

群馬県史編さん委員会編 1978 『群馬県史 資料編5 中世1』

群馬県史編さん委員会編 1984 『群馬県史 資料編6 中世2』

群馬県史編さん委員会編 1984 『群馬県史 資料編7 中世3』

群馬県史編さん委員会編 1988 『群馬県史 資料編8 中世4』

群馬県史編さん委員会編 1988 『群馬県史 資料編4 原始古代4』

群馬県史編さん委員会編 1989 『群馬県史 通史編3 中世』

群馬県史編さん委員会編 1991 『群馬県史 通史編2 原始古代2』

群馬県文化事業振興会編 1977 『上野国郡村誌』1

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1981 『清里陣場遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1986 『下佐野遺跡II地区(2)』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1994 『二之宮洗橋遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 1996a 『清里長久保遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2003 『稻荷台道東遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2012 『田口上田尻遺跡・田口下田尻遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2013a 『王久保遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2013b 『上町・時沢西絽屋谷戸遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2013c 『天王・東絽屋谷戸遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2013d 『上細井中島遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2013e 『上細井蟬山遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2014 『関根赤城遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2015a 『新田上遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2015b 『関根細ヶ沢遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2016 『川端根岸遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2017a 『日輪寺觀音前遺跡（前橋市

0903)遺跡』

群馬県埋蔵文化財調査事業団編 2017b 『田口下田尻遺跡』

小池浩平 2017 『古代東国のフロンティア上毛野—上毛野氏と東山道十五国都督—』、みやま文庫

古代の土器研究会編 1994 『古代の土器研究 律令的土器様式の東・西3 施釉陶器』

小林幹男 1996 「古代・中世における牧制度の変遷と貢馬」(『長野女子短期大学研究紀要』4、pp20～38)

桜岡正信 2012 「古墳時代前期～平安時代の集落について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『田口上田尻遺跡・田口下田尻遺跡』、pp988～993)

佐藤健太郎 2016a 「内厩寮と勅旨牧の成立について」(同『日本古代の牧と馬政官司』、塙書房、pp5～29、初出2006)

佐藤健太郎 2016b 「古代日本と唐の牧制度」(同『日本古代の牧と馬政官司』、塙書房、pp31～58)

佐藤健太郎 2016c 「駒牽の貢上数と焼印に関する一考察—新撰年中行事の記載を中心』(同『日本古代の牧と馬政官司』、塙書房、pp61～86、初出2005)

渋川市教育委員会編 1994 『半田中原南原遺跡』

渋川市史編纂委員会編 1991 『渋川市史2通史編上 原始～近世』

勢多郡誌編纂委員会編 1958 『勢多郡誌』

高崎市教育委員会 2001 『保渡田徳昌寺遺跡・三ツ寺大下IV遺跡』

高島英之 2000 『古代出土文字資料の研究』、東京堂出版

高島英之 2006 『古代東国の牧と土地開発』(同『古代東国地域史と出土文字資料』、東京堂出版、pp33～77、初出1996)

高島英之 2016a 「奈良・平安時代の墳墓出土の墨書・刻書土器に関する一考察」(『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』34、pp67～84)

高島英之 2016b 「日本古代村落出土墨書・刻書土器の基本的性格をめぐって」(須田勉編『日本古代考古学論集』同成社、pp219～242)

高島英之 2017 「群馬県前橋市上細井町新田上遺跡出土墨書土器に関する一考察」(『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』35、pp115～134)

高橋照彦 2001 「地方官衙出土の平安時代の緑釉陶器」(『月刊考古学ジャーナル』475、ニュー・サイエンス社、pp16～20)

高橋照彦 2005 「施釉陶器—その変遷と特質」(上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編『列島の古代史5 専門技能と技術』、岩波書店、pp273～286)

高橋照彦 2015 「都と地方の土器」(奈良文化財研究所編『第18回古代官衙・集落研究会報告書 官衙・集落と土器1 宮都・官衙と土器』、pp16～26)

棚橋光男 2006 『後白河法皇』、講談社学術文庫(初出1995)

出越茂和・小西昌志 1993 「初期庄園の墨書土器」(『月刊文化財』362、第一法規出版、pp35～37)

東海土器研究会 2015 『第3回東海土器研究会 灰釉陶器生産における地方窯の成立と展開』

戸田芳実 1991 『初期中世社会史の研究』、東京大学出版会

奈良国立文化財研究所編1995『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告 長屋王邸・藤原麻呂邸』

橋本義彦 1974 『藤原頼長』、吉川弘文館

東日本埋蔵文化財研究会編 1995 『東日本における奈良・平安時代の墓制 墓制をめぐる諸問題』

平川南 2000 『墨書土器の研究』、吉川弘文館

藤岡市教育委員会編 1982 『A1堀之内遺跡群』

富士見村誌編纂委員会編 1954 『富士見村誌』

富士見村教育委員会編 1998 『旭久保B遺跡』

前澤和之 1991 「上野国の馬と牧」(群馬県史編さん委員会編『群馬県史通史編2 原始古代2』、pp572～606)

前橋市教育委員会編 2012 『山王廃寺平成22年度調査報告』

前橋市教育委員会編 1987 『天神遺跡』

前橋市教育委員会編 1989 『天神II遺跡』

前橋市教育委員会編 2008a 『天神III遺跡』

前橋市教育委員会編 2008b 『南橘東原遺跡』

前橋市教育委員会編 2008c 『勝沢田之口遺跡』

前橋市教育委員会編 2013 『前橋市遺跡分布地図』

前橋市史編纂委員会編 1971 『前橋市史1 通史編1 古代・中世・近世』

前橋市史編纂委員会編 1985 『前橋市史6 資料編1 古代・中世・近世』

松村和男 1999 「平安時代の土坑について」(群馬県埋蔵文化財調査事業団編『沼南遺跡』、pp611～613)

安田元久 1986 『後白河上皇』(新装版)、吉川弘文館

山口英男 1986 「8・9世紀の牧について」(『史学雑誌』95-1、pp1～37)

山口英男 1989 「古代の牧制」「牧制度と信濃」「信濃の牧」(『長野県史 通史編1 原始古代』、pp615～654)

山口英男 1992 「農耕生活と馬の飼育」(戸沢充則・笛山晴生編『新版古代の日本8 関東』、角川書店、pp301～330)

山口英男 1994 「文献から見た古代牧馬の飼育形態」(『山梨県史研究』21、pp27～48)

吉川敏子 1991 「古代国家における馬の利用と牧の変遷」(『史林』74-4、pp484～521)

綿貫邦男・神谷佳明・桜岡正信 1992 「群馬における施釉陶器の様相について」(1) (『群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要』9、pp109～134)